

平成21年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成21年9月8日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブルテレビ放送センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会会長	磯野均君	農業委員会事務局長	秋元誠一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開会 午前10時00分

議長あいさつ

議長（小川洋一君） 一言ごあいさつ申し上げます。

秋とはいいながら、きょうはかなり暑い日になります。ことしの米は平年作ということでございますが、今回の台風が本当に来なくてよかったなと思っております。

議会のほうでは、8月に熱い議会がありました。子供議会がありました。私の念願であった子供議会ができたということは、本当にうれしいことであります。また、子供たちが真剣に町のこと、地域のことを考えてくれているんだなと私は思っております。我々議員も、子供たちに見習うところがあるんじゃないかなと思っておるところでございます。きょうから一般質問が始まります。子供たちに負けないようなすばらしい一般質問をお願いしたいと思います。

以上です。

開会の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第5回那珂川町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります

ので、ごらん願います。

会議録署名議員の指名

議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、桑原勇一君、及び14番、杉本益三君を指名いたします。

会期の決定

議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から15日までの8日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 1名の異議がありますので、起立により採決いたします。

今期定例会の会期は、本日より15日までの8日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの8日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長あてに提出があり、受理した請願は、ニコニコバス廃止に関する請願1件、陳情は幼稚園の統廃合に関する陳情書1件で、お手元に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおりであります。

この取り扱いについて、請願は総務企画常任委員会に審査を付託することにしました。また、陳情については議会運営委員会に諮り、取り扱いについて審議しましたが、議会で請願と同様に審議するとの審査結果を尊重いたし、教育民生常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりであります。6月22日、栃木県町村議会議長会臨時総会が宇都宮市の自治会館で開催され、私が出席をいたし、役員の変更を行ったほか、とちぎ未来開拓プログラムの説明を受けました。

6月30日から7月1日にかけて、姉妹都市の滋賀県愛荘町から議員、執行部18名が来町され、本町からも町長を初めとする執行部に出席をいただき、全議員が参加して交流会を行いました。このたびの主な調査目的は、新しい学校給食センターを建設すること、食育や食アレルギー対策の問題でありましたが、各学校の食育の取り組みや地産食材の活用は参考になったようです。本町の広重美術館や、ケーブルテレビ放送センターなどの主な公共施設を見学いただきましたが、特にイノシシ肉加工施設とトラフグの養殖の取り組みは驚かされていたようです。

お互いの町が合併して初めて議員交流となったわけではありますが、有意義な交流会となり、11月には那珂川町から愛荘町を訪問することとなりました。今後においても盛んな交流を進めていきたいと考えております。

7月7日、栃木県町村議会議長会主催の議長・副議長・委員長研修が宇都宮市の自治会館で開催され、私ほか副議長、議会運営委員長、各常任委員長が出席し、議会の活性化及び地域の活性化について研修いたしました。

7月13日、県議会主催の市町村議会議長懇談会が県議会議事堂で開催され、私と副議長が出席し、県議会議員との意見交換や各市町村のまちづくりの取り組みについて情報交換をいたしました。

8月6日、日光市議会地域経済活性化調査特別委員会の行政調査で4名の議員が来町し、イノシシ肉加工施設を調査しました。日光といえば猿やシカの被害が多いところですが、イノシシも生息しているとのことで、日光で捕獲したイノシシを那珂川町で加工できな

いかなどの意見もありました。イノシシ肉加工施設が県内はもとより、県外の多くの市町村から注目を浴びております。八溝シシマル肉が広く消費されることを期待しております。

8月19日、町内の小学校6年生の代表16名を議員として、子供議会を開催しました。子供議会は私としては長年実施してみたい願いがあったわけではありますが、実施できて本当によかったと痛感しております。参加いただいた町長を初めとする執行部の皆さん、担当された職員の皆さんに、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。那珂川町として初めての開催となったわけですが、子供たちの堂々とした発言に頼もしさを感じるとともに、子供たちの視点から見たまちづくり、意見や提言の内容もすばらしいものであり、今後もぜひ続けていきたいと思っております。

以上、主な事項について述べまして、諸般の報告といたします。

行政報告

議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 皆さん、おはようございます。

第5回定例会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、6月定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

皆様既に新聞報道でご承知のことと存じますが、町教育委員会が発掘調査を進めておりました国指定史跡、那須官衙遺跡で大規模な区画溝が新たに発見されました。その規模から、これまで確認されていなかった政庁を区画するものである可能性や、従来の北向きの区画と方位が異なることから、古墳から奈良時代の期間で、郡以前の時期の役所跡という可能性があるということでもあります。

このことは学術的に大きな発見であることは言うまでもありませんが、最近、イノシシ加工施設やトラフグ養殖などで話題に上がることが多くなった那珂川町にとって、さらに全国に対し知名度を高めることにつながるものと喜ばしく感じている次第であります。

次に、環境のまちづくり説明会と北沢未然防止対策説明会について報告いたします。

環境のまちづくり説明会は、6月23日から8月11日にかけて19の会場で開催いたしました。説明会では、本年3月に策定いたしました環境基本計画について住民の皆様にご説明申し上げ、さらに環境施策を推進する上で必要不可欠なごみの分別、生活排水処理の普及についての説明と意見交換を行ってまいりました。

説明会には全体で約400名の参加をいただき、さまざまな質問、ご意見が出されました。その内容は、生活の中で最も身近なごみに関することが全体の約40%、次に環境基本計画に関することが35%、下水道に関する件が17%という結果でありました。これらの貴重な意見は今年度作成する実行計画に反映させ、住民の皆さん、事業所、行政が一体となって環境のまちづくりを推進していきたいと考えております。

また、県主催の北沢地区不法投棄物による周辺環境への汚染拡大未然防止対策説明会が小口、和見、小砂の地区住民を対象に8月31日から9月4日にかけて4回、各集会所で開催されました。この未然防止対策は、地元の要望や昨年2月に締結された基本協定を踏まえて開催されたものであります。町としましても私初め関係職員が出席してまいりましたが、今後もこの問題の早期解決に向け、積極的に県に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、定額給付金及び子育て応援特別手当についてであります。

定額給付金につきましては本年3月30日から申請受け付けを開始しましたが、受け付け開始後、商工会でプレミアム商品券を販売したこともあって、4月の1カ月間で全世帯の92%が申請され、関心の高さがうかがえたところであります。申請期間は9月30日までですが、9月3日現在の給付決定額は6,066世帯で、全世帯の98.4%が申請を済ませ、給付金額は3億396万4,000円となっております。

また、子育て応援特別手当につきましては、第2子以降の小学校就学前3年間に該当する子供に対して、1人当たり3万6,000円を支給するものでありますが、現時点では支給対象となる子供214人中213人への支給が終了したところであります。

次に、那須・南那須ブロック別市町村長会議が7月27日、当町を会場に開催され、出席をまいりました。当日は地区内の5市町の首長と知事が意見を交わしましたが、那珂川町からは過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律制定の要望について、国道461号、293号及び294号など県東部地区のインフラ整備について、耕作放棄地対策など、中山間地域の再生に向けた施策の推進の3点を要望いたしました。また、共通テーマとして、地球と人にやさしいエコとちぎづくりについて、当面の課題や取り組みについて発表がされる

など、県政全般にわたって意見の交換を行ったところであります。

8月5日に那須町でF I T構想推進協議会の総会が開催され、出席をいたしました。福島、茨城、栃木の3県にまたがるF I T地域は、県境という壁はあるものの、昔から市町村の垣根を越えて人々が往来し、一定の生活圏を形成している地域であり、交通、情報、産業、文化観光などさまざまな分野で協力し、連携、交流が図られてきました。総会は3県の知事を初め構成市町村長、国土交通省や関係団体などの参加で盛大に開催され、3県の構成市町村が構想実現に向けて、広域交流圏としてさらなる発展を目指すことを再確認したところであります。

また、8月26日には栃木県中山間地域活性化推進協議会において、県知事及び県関係部長並びに県議会議長に対し、中山間地域対策予算の確保、耕作放棄地の解消及び発生防止対策の推進などを要望したところであります。

次に、馬頭・小川両商工会の合併についてであります。第8回馬頭商工会・小川商工会合併協議会が6月17日に開催され、協議が整ったことから、来る9月17日に合併契約書の調印式が行われる運びとなりましたことをご報告申し上げます。

また9月4日には交通事故抑止対策町民の集いを開催いたしましたが、交通安全協会の関係者、議会議員の関係者、多くの町民が集まる中で、その趣旨の徹底を図られたものと考えております。今年度における当町の交通事故発生件数は人身事故、死亡事故とも大幅に減少し、昨年の約50%まで減少したということでありまして、これも皆様方のご協力のたまものと感謝を申し上げます。なお、今月21日から秋の交通安全県民総ぐるみ運動が始まりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本定例会には人事案件13議案、報告1件、平成20年度一般会計歳入歳出決算等認定10件の提出をしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。

議長（小川洋一君） 以上で行政報告が終わりました。

一般質問

議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

大 森 富 夫 君

議長（小川洋一君） 17番、大森富夫君の質問を許可します。

大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 日本共産党の大森富夫でございます。質問通告どおり3項目について一般質問を行います。

本議会におきましては新しく農業委員会会長が選出されましたので、今私の通例といたしましては、新会長が選出された場合にはぜひ所信をお聞きしたいということで一般質問を行うことにいたしておりますので、ご足労いただきました。よろしく願いいたします。この席でお礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

さて、先日行われました総選挙におきましては、国民の暮らしや平和を壊してきた自民党・公明党の政権が国民の厳しい批判を受けて、歴史的な大敗を喫して、この政権は退場することになりました。国民が下したこの審判は、日本の政治にとって大きな前向きな一歩であるというふうに思います。心から歓迎をしたいというふうに思います。

日本共産党は比例代表選挙で9議席を獲得いたしまして、現有議席を維持することができました。自民党・公明党の政権を退場させようと訴えを続けてきまして、得票数におきましては前回の獲得数491万9,000票から494万4,000票に前進させることができました。選挙後の新しい政権のもとで建設的野党として奮闘するという立場を鮮明にしたことは、国民、町民の皆さんの共感を広げたというふうに思います。

日本共産党は、16日発足されるということになっておる民主党中心の政権に対しましては、よいことには協力、悪いことにはきっぱりと反対、問題点は正すという立場で、どんな問題でも国民の利益に立って積極的に働きかける、現実政治を前に動かすために奮闘するということを表明しております。

新しい政権のもと、地方政治に対してのさまざまな影響も、財政問題を初めとして当然出てくるということでありましょう。しかし財界中心、日米軍事同盟優先という2つの政治悪が民主党中心の新政権におきましても変更がないならば、これまでこのような経済が悪化している中におきましても、私たち町民、住民ですが、これまで以上に暮らしを守るための取り組みを強めていかなければならないというふうに思います。

戦後政治において、初めて政権交代という歴史的な出来事が起きたわけであります。地方自治への影響ということを考えますと、町長にはこの選挙結果と政権交代ということについてもこの際所信を述べていただきまして、以下の質問に町政におきましてのさらなる振興のための答弁を伺っておきたいというふうに思います。

まず、地域経済活性化策及び振興策についてであります。

国の08年度第2次補正予算におきましては、いわゆる地域活性化・生活対策臨時交付金6,000億円規模と、雇用対策におきまして4,000億円が支出されております。町長には08年度の第2次補正2億7,000万円の交付金があり、09年度に入りましてさらに地域活性化・経済危機対策臨時交付金、ここに3億2,000万円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業が2億4,000万円、プラス通常の交付金等約2億円、こういったものと町の持ち出し分を合わせて、今議会に提起されております平成21年度一般会計における補正予算9億6,000万円の経済危機対策事業が組まれております。補正前の予算が74億7,400万円から、この補正後におきましては84億3,400万円となりました。かなりの規模に膨れるわけであります。

そこで、以下の点について伺います。

1つは、国からの臨時交付金、この名称等のような本来の使用等に使われないで、私はこれまでの通常の計画されたものにこういった臨時交付金が当てはめられて使われてしまうという、便宜的に使われた感を強く持つわけであります。これでは本来の地域活性化にはならないのではないかというふうに強く感じています。地域活性化にどのように結びつくのか伺っておきたいというふうに思います。

2つ目は、これまでこのような経済悪化の中で、失業等が大変出ております。町内を回りますと、職を求める方にたびたび会うわけであります。地域の雇用対策と町独自の仕事起こしというものが、この時期におきましては大変重要なことというふうに思っています。これらのことについては、町として具体的にどのような説明をしてきたのか伺っておきたいというふうに思います。

第3点は、庁内各担当部署におきまして、地域活性化と町のさらなる振興策について、これは単なる何々に取り組んだというような名称だけではなくて、実際にどういう点からどういうふうに活性化が進んだと、振興策に取り組まれたと、数値的なものを示して、さらにどういったところまで持っていくのかという点で、達成度という点でもどんな検討がされているのか伺っておきたいというふうに思います。

4点目は、産業廃棄物最終処分場問題でありますけれども、たびたび産業廃棄物最終処分

場、県の事業でありますけれども、このことを町の活性化に結びつけるような町長の答弁等が聞かされたわけでありまして、実際にそれはこの処分場に関連してのもろもろの問題を考えてみますと、活性化ではなくて、町が疲弊していく、全体として縮んでいく、逆行するものではないかというふうに思うわけです。

そういう点から、活性化ということを考えるならば、逆にこの産業廃棄物最終処分場の問題からは町は手を引くべきだというふうに私は強く思っておりますけれども、この点で振興策に関して、町は県の先導役みたいなことをするのではなくて、最終処分場の問題からは手を引くべきだというふうに思いますけれども、改めてこの点で伺っておきたいというふうに思います。

次に、地域医療の充実という点で伺います。

住みよいまちづくりの一つといたしましては、地域医療の充実というものは欠かすことができません。当町におきましてのような過疎地域であっては、住民に必要な医療を提供できるような行政としての手助けと申しますか、行政としての責任、こういうものを果たしていくような町でなくてはならないというふうに思います。非常にこの地域医療の充実ということは重要なことというふうに考えております。

国においては公立病院の改革ガイドラインというものを示して、再編ネットワーク化というようなことを提起して、地域から公的な病院をなくす計画を推進しています。住民にとりましては、地域から中核病院を初めといたしましたこの地域医療に携わるようなことが一つ一つなくなっていくようなものでは、非常に地域にとりましてはこのことが死活的な問題というふうにもなるわけでありまして。

これまで町に対しましては、子育て支援策というようなことを考えてみましても、地域の医療充実というようなことで重要な点を指摘しておりましたけれども、この子供医療費助成など、再三拡充策も求めてまいりました。今議会におきましても、以下の点で地域医療に関して伺っておきたいというふうに思います。

一つは、那須南病院の赤字対策であります。そして大田原赤十字病院の移転に対する助成策などについて、地域の中核的な病院と周辺の重要な病院等の取り組みの変化が実際あるわけですが、当町としてはそこへの助成策というのは、当然住民にとって重要な病院でありますけれども、町としてどういうふうに考えているのか伺っておきたいというふうに思います。

2点目は、子供医療費の助成策でありますけれども、再三この点で伺ってまいりました。

過疎地域におきましては子供の成長を助ける、その取り組みを率先して進めるべきではないかということを進言してまいりましたけれども、早期に中学3年生まで、義務教育終了時まで無料化を実施する、500円の自己負担というものも含めまして窓口負担もなくす、現物給付を実施するというようなことも含めまして、義務教育終了時までの子供医療費助成策の拡充、これを実施する考えについて改めて伺っておきたいというふうに思います。

3点目は、国保税の減免策であります。平成20年12月定例会で陳情が採択されております。この点で、町にはもともと減免規則ができていたということで、改めて減免要綱はつくらないということが答弁されておりますけれども、実質的にこの規則が適用されて、そして実際に減免された方々というものは聞いたことがないんです。実際の町民生活の中ではさまざまな生活上の変化があって、収入が昨年度と違って激減するという状況も生まれている。しかし昨年度の収入に対して税が課せられるわけですから、現時点では違った状況になっているということが考慮されないということによって、非常に被保険者としては納税においても大変つらい状況に置かれている方も大変な数に上っているのではないかとこのように思うんです。そういう実効ある減免要綱というものが必要ではないかということで、陳情採択にも関係して、どういう取り組みになっているか伺います。

4点目はヒブワクチンの接種助成でありますけれども、これを早期に実施すべきというふうに思いますけれども、この点ではどんな検討がされているか伺います。

最後に、新農業委員会会長の抱負について伺います。

地域農業に取り組む環境は大変厳しいものがございます。会長自身これは当然身にしみて感じているかというふうに思いますけれども、栃木県下最大の耕作放棄地になっている、こういうことから見れば、地域農業の状況というのは大変厳しいということが証明されているのではないかとこのように思います。

この状況の中で、当町の農業委員会といたしましては、こういう状況からがんがみて、その果たす役割というのは大変重要になっているというふうに思うんです。農業の持つ多面的な機能を生かして、農地と農業と農家の暮らしを守るために十分に農業委員会としての権限、機能の力を発揮していただきたいというふうに思います。そして以下伺っておきたいというふうに思います。

まず、新会長の抱負であります。

2点目は、農業委員会として町内に広がる遊休農地について農業委員会としての責任と今後の対策についてどのような考えを持っているのか伺います。

3点目は、町内農産物の価格保障と農家の所得補償という点であります。新しい政権においては農家への個別所得補償というものも打ち出して、農家の皆さんの関心を強く持たれた、そういうマニフェストも提起されたものがあるわけですが、当農業委員会といたしましてはできることを県に具体的なものを取り出してこの建議を提起するとか、当然ながらできるものとできないものはございますけれども、今後取り組む行動などについて伺います。

4点目は、後継者育成及び担い手確保対策でありますけれども、農業委員会としてはどういう手を打っていくのか伺います。

5点目は、農地法の一部改正、この点であります。非常に農業者にとりましては重大な問題になりました。農地法の目的まで見直しており、今後地域農業に重大な影響を及ぼしてくるということが考えられるわけですが、農業委員会としては、今後の対応策についてどんな検討がされているのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 大森議員の質問にお答えいたします。

最初に、今回の衆議院議員選挙についてであります。ご承知のような民主党の大勝利という結果になったわけですが、これはやはり従来型の選挙から国民一人一人が国政に参加をする、そういうふうなことで団体であるとか組織とかというふうなことよりも、特に無党派層的なそういうふうな国民の声が素直に票にあらわれたと、このように考えておるところでございます。

大森議員の地域経済活性化策及び振興策について3点ほどありますが、まず、地域経済活性化策についての中で、現在、世界の同時不況と言われる、昨年9月15日のリーマンブラザーズの破綻というようなことで、リーマンショックというようなことで、世界が同時不況になった、そういう経過の中で、日本経済も大変厳しい状況にあります。

そうした状況の中で、政府は日本経済の底割れの回避に向け、過去最大の経済対策となる経済危機対策を決定し、去る5月29日に国の平成21年度補正予算案が成立をいたしました。今回の対応は、平成20年度に2回にわたる補正と、平成21年度当初予算に続く4回目の経済対策に対する予算措置であります。このうち地方公共団体への配慮の具体的施策として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金が国において予

算化されました。

那珂川町といたしましては、地域経済の一刻も早い回復に向け、国の経済危機対策を的確に活用して、地域課題を解決し、この厳しい状況乗り越えねばならないと考えております。そのため、9月補正予算の編成に当たっては国の対応に呼応し、町総合振興計画を念頭に、厳しい財政状況から実施できず、懸案となっていた課題を中心として事業を計画いたしました。今回計上する事業につきましては、那珂川町の配分が約3億2,000万円が予定されております、経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金等を財源とした事業であります。

主な事業については、総合振興計画のまちづくりの基本目標ごとに説明をいたします。

まず、安全快適なユニバーサルデザインのまちづくりの都市基盤の整備として、町道一渡戸大鳥線ほか6路線の町道改良事業舗装事業、生活環境基盤整備として上水道の整備では石綿管布設がえ事業及び水道設備更新事業、下水道の整備では合併処理浄化槽設置整備事業、情報通信基盤の整備では電子地図等の環境整備の先駆けとして固定資産課税資料システム化事業を計画いたしました。ケーブルテレビの加入促進を図る使用料免除事業については、既に6月の議会において条例の制定が行われ、3カ月間使用料を免除することとしました。

次に、人を育て、未来を開くまちづくりの学校教育の充実では、電子黒板やデジタルテレビ等を整備する学校ICT環境整備事業や、小川中学校の耐震及び体育館新築工事、小学校施設整備事業では、耐震診断の第2次診断未実施校にかかわる費用を計画いたしました。人がにぎわい、活力あるまちづくりでは、農林業の振興で、土地改良区を支援する農地有効利用支援整備事業や、遊休農地の利活用を推進する遊休農地解消対策事業、商工業の振興では、プレミアムつき商品券の発行事業や観光関連施設等整備事業での看板設置事業を計画いたしました。

最後に、豊かな自然と共生するまちづくりのうち自然環境との共生推進プロジェクトでは、中型バスを初めとする公用車を低公害車に更新する事業や、小川中学校に太陽光発電施設を設置する事業を計画いたしました。

なお、環境のまちづくりの推進事業におけるバイオマス等の研究費用は、6月補正で予算措置をしております。

これらにより、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で約4億円、地域活性化・公共投資臨時交付金事業で約5億円、合わせて9億円の経済対策事業を計画いたしました。

これに要する財源につきましては、今回の国の経済対策による国庫支出金や過疎債、合併特例債など有利な地方債を活用し、町の持ち出しとなる一般財源は約1,000万円を予定して

おります。

このように、約9億円規模の公共事業が実施されることから、当町にとりましても雇用や子育て、地域活性化等さまざまな振興策が図られるものと確信をしております。

このほか、国の経済危機対策を活用した事業として、不況下の子育て世帯支援として3歳から5歳児の子育て応援特別手当の支給や、女性特有のがん対策として子宮がん及び乳がん検診の自己負担の免除など、補正予算に計上したところであります。今後も、国・県からの情報を収集し、地域活性化と振興策について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域の雇用対策と仕事起こしについての質問ですが、地域における継続的な雇用の機会の創出を図るため、地域求職者等を雇い入れて、ふるさと雇用再生特別事業を活用して、本年度より平成23年度まで雇用の創出を図ることといたしました。ケーブルテレビ・インターネットサービス事業、高齢者・障害者等の安否確認及び要支援者台帳整備事業を進めており、本年度事業につきましては1,544万2,000円であります。

また、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高齢者等の失業者の生活の安定を図るため、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供する等の事業、緊急雇用創出事業を活用して、本年度より平成23年まで雇用の創出、提供を図ることとしました。キャンプ場の周辺保全事業、既に廃校となった小・中学校の管理事業、イノシシ処理施設管理事業、道路、河川、公園等管理美化事業、学校教育充実事業等を進めており、本年度事業費につきましては1,250万6,000円であります。

さらに、雇用条件に有利な知識、技能を取得するためのパソコン講習や、農林業従事に必要な機械類等の基礎知識習得講習の受講料等を町が補助し、住民の就労を支援する那珂川町緊急雇用支援補助事業を本年度より町単独の事業として実施しております。

以上、雇用対策事業については本年度当初予算及び6月補正予算において計上しており、極めて厳しい雇用情勢の中ではありますが、これらの取り組みにより雇用創出を図れるものと考えております。

次に、地域活性化の振興策について、具体的な数値目標についてのご質問ですが、今回の補正予算編成に当たりましては、緊急の経済対策でもあり、町総合振興計画を基本として、現状の経済情勢等を勘案して予算化を計画いたしましたものでありますので、具体的な数値目標等は掲げておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、産業廃棄物の質問にお答えいたします。

処分場建設が町の活性化と振興に逆行するのではとの質問ですが、県との基本協定では、

処分場受け入れを契機とした町が行う環境と共生するまちづくりに対し最大限の支援を行うと明記されております。県の支援としまして、現在まで、ケーブルテレビ高度化事業及び現在建設中の小川統合保育園建設事業に対して多額の支援を受けているところであります。また、今後の振興策の内容につきましては協議中ではありますが、議員の皆様からも町の活性化につながる事業等があればぜひご提案をいただきたいと、このように考えております。

町としましては、引き続き県と力を合わせながら処分場建設と環境と共生するまちづくりを並行して進め、町の活性化と振興化につなげていきたいと考えておりますので、手を引く考えはありません。

それから、地域医療の充実の中での（１）の那須南病院についてであります。

まず、那須南病院は南那須地区における唯一の一般病床を有する病院であり、公立の中核病院として住民の命と健康を守るべく、地域の医療需要に対応した運営を行っているところであります。

赤字対策につきましては、病院改革プランを平成21年3月に策定し、医師確保や経営の効率化を図り、経営改善を実施していくとしております。

また、今般、地方公営企業経営アドバイザー派遣事業を実施し、経営、財務、管理者、組織管理等について経営アドバイザーから助言を受けたところであり、さらなる病院の健全運営を図るための方策が明確になるものと考えており、さらなる経営改善を期待しております。

また、那須南病院は県救急医療体制圏域の南那須医療圏での2次救急医療を担っており、今後も住民の命と健康を守るための重要な医療機関であると考えておりますので、健全運営のための支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、大田原赤十字病院移転に関する助成の件ですが、病院側から6月下旬に県保健医療県内の9市町の首長、議長に対して助成の要望がありました。県北部の地域中核病院として安心・信頼の医療の確保、良質な医療の提供体制の充実を図るための病院整備でありますので、自治体としても事業の一部については補助金として助成をしてまいりたいと考えております。

その他につきましては担当課長のほうから答弁させます。

議長（小川洋一君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 磯野 均君登壇〕

農業委員会会長（磯野 均君） 大森議員の質問にお答えをいたします。

新農業委員会会長としての抱負でございますが、本年7月、農業委員の改選後の総会におきまして、委員の皆様の推薦により農業委員会会長の重責を担うことになりました会長の磯野均でございます。改めて会長という職の重さに身の引き締まる思いをしている心境でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、ご承知のように、農業委員会は農業委員会等に関する法律に基づき運営されております。農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に基づく法令、業務、担い手の育成、農地の有効利用、地域農業振興の推進、さらに農業と農業者の利益代表機関としての県に要望や提案などの農政活動が農業委員会の任務でございます。

近年、農業を取り巻く環境が非常に厳しい状況についてはご案内のとおりでございます。当町においても中山間地域で不利な条件に加え、高齢化、後継者が他産業に従事するなどの農業離れが顕著に見受けられ、農業経営自体が脆弱化しているなど、農業を取り巻くもろもろの重要課題が山積しております。

農業委員会として町で進めている農業者等の経営安定化に向けた活動に対して、町と互いに協力しながら農政活動の推進に邁進していきたいと考えております。今後とも農業委員会に対する議員の皆様のご指導、ご協力を心からお願いを申し上げて、私の抱負とさせていただきます。

農業委員会としての遊休農地の対策についてお答えをいたします。

耕作放棄された遊休農地が全国的に増加している状況の中で、優良な農地の減少化が進んでいることに対し大変危惧され、問題化していることはご案内のとおりでございます。今後の対策につきましては、町農林振興課及び農業関係機関と連携を密に図りながら、遊休農地再利用の促進に向けて進めてまいりたいと存じます。

なお、今回の補正予算の中においても遊休農地解消対策事業の予算が計上されておりますので、この事業等を進める中で、少しでも多くの耕作放棄地の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

農産物の価格保障、農家の所得補償についてお答えをいたします。

農産物の価格保障と農家の所得補償の件につきましては、国が進める農政対策と認識をしております。農業委員会としては農業委員会等に関する法律第6条の中で、農業、農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議することができる規定となっております。農業及び農業者の代表機関として価格保障、所得補償等の課題についても関係機関と連携、情報交換等をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

後継者育成及び担い手確保対策についてお答えをいたします。

当町におきましては、特に中山間地域でもありますが、基幹的農業を守っていく上で、後継者育成及び担い手の確保につきましては大変重要であります。非常に難しい課題でございます。

農業委員会としては、町の農林振興策でもある効率的かつ安定的な農業経営者の育成を図るため、担い手育成と優良農地の確保、農地の有効利用を重点に、農業者、農協、町及び農業関係機関が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。現在の担い手である認定農業者を確保することはもとより、新たな農業者の育成、確保を図っていくことは大変重要なことと考えております。

また、我々が生活していく上で、農畜産物を生産する優良農地を確保し守っていくことは農業委員会の役割でもあります。さらに、就農者や担い手確保が難しい実情の中で、集落営農組織の育成活動も重要性が増してきており、町、県、JA那須南農協等と連携を密にし、集落営農組織の育成を図っていくことも、将来に向けて優良農地を確保していくための方策ではないかと考えております。

農地法の一部改正についてお答えをします。

今回の改正の趣旨は、食料の安定供給を図るための重要な生活基盤である農地について、転用規制の見直し等により農地の確保を図るとともに、農地の貸借に対する見直しなどにより農地の利用集積、有効利用を促進することを目的としております。農地は地域における貴重な資源であり、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進することが明確化されました。しかしながら、農地については適正かつ効率的な利用を確保しなければならない責務も規定されました。

議員ご指摘の重大な影響を及ぼしてくるとのことですが、日本の優良な農地を守っていく上で、今回の改正は農地転用制度の強化、違反転用については行政代執行制度の創設や罰則が強化されております。また、農振農用地の区域からの除外規定等についても強化されました。農業を守ることはもとより、農地を確保、維持し、有効利用を図っていくための農地法の一部改正と理解をしております。

今後改正された農地法が施行されることとなりますが、農業委員会としては新たな農地法に基づく事務執行に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、質問の2番、地域医療の充実についてという中で、2点目の子供医療費、それから4点目のヒブワクチン接種助成に関することにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、子供医療費の件に関しましては、3月議会、6月議会においても答弁いたしましたように、県の補助基準内での助成を基本に対応してまいりたいと考えております。現在、県におきましては小学校6年生までの拡充について検討しているところでありますので、当町におきましても次年度以降に拡充の方向で進むものと考えております。

また、少子化対策といたしましては、さまざまな施策を実施しており、財政状況等も勘案し、トータルに考えていくべきものと考えております。

次に、ヒブワクチンの接種でございますけれども、ヒブワクチンにつきましては平成19年に製造販売の承認がされ、平成20年12月より販売開始されたもので、公費助成については8月現在での実施自治体は全国で21自治体であり、県内では大田原市のみであると認識しております。

当町におきましては、保健事業打ち合わせ会議の席上、町医師団の先生方からヒブワクチンについては供給量が少ない状態であること等から、もう少し様子を見てからでよいのではないかとのご意見をいただいておりますので、ワクチンの供給状況や他市町の状況も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川洋一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 地域医療の充実について、第3点の国保税の減免についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、昨年12月定例会で、国民健康保険税減免条例に基づく国民健康保険税減免取扱要綱の制定及び要綱による申請減免の基準と減免額の明確化に関する陳情が採択されたところでありますが、国民健康保険税は被保険者に対して応能・応益により費用負担をお願いしているもので、減免の拡充は他の被保険者の負担増にもつながりかねませんので、慎重に対応しなければならないものと考えております。

特に、合併時4億円からありました国民健康保険財政調整基金であります。現在6,000万円まで減少しております。このようなことから先日の国保運営協議会においても国保税率の改正が話題になり、上げ幅を抑えるためにも、定期的な国保税率の見直しが必要ではないかのご意見をいただいたところであります。

一方、国民健康保険税が特別な理由により納入されないため、医療機関で医療を受けるこ

とができないということはあってはならないと考えておりますので、今年度中に、現在あります減免規則について見直しを考えているところであります。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 地域の活性化におきまして大事なこと、これは交付金に関しては、そのお金が実際に地域に落ちるということが非常に大事だというふうに思うんです。その点で、質問には余りよく答えられていないんじゃないかというふうに思います。

その前に、政変といいますか、歴史的な事態に対しましての町長の考えというのをもう少し深く受けとめていただきたい。そしてまたそれに対しての所信というものを、町政を担う者としましては深く受けとめ、今まで陳情などを行ってきたということなどから考えてみましても、政権がかわったということではそういうことも変わるんじゃないかということも考えますと、もう少し深く受けとめた答弁をいただきたいなというふうに思っております。

1番目の問題でありますけれども、具体的な数値も掲げないで、私は交付金を漫然として受けとめる、くれるものはもらっておく、それはこれまでの今まで計画してきたものに当てはめて使ってしまうというような、極めて安易な使い方を考えられたんじゃないかということをおもいます。

振興計画は、通常の交付税あるいは町税等をもって計画的なものを立ててきたというふうに思うんですね。今回の平成21年度9月補正にも出されますこの9億円からの臨時的な交付金というものは、そういうものに使うために出されたというものばかりではないというふうに思うんです。議員も提案もしていただきたいと言いながら、提案すればほとんど取り上げないで、執行部のどこで検討されたかということも答弁がなかったわけですが、そういう今まで計画したものに当てはめただけというのがほとんどではないかというふうに思うんです。

私はそういう点では、今度の事業の9月補正をこの内容を見ても、9億円のうちほとんど町外に持っていかれてしまうんじゃないかというふうに思うんですけれども、私は9億円のうち、それでは町にどのくらいこのお金が落ちるのか、この点を伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

町長（川崎和郎君） 最初に政変が、変化について町長はどのような所見かということですが、ここ数日のマスコミ等によりますと民主党の執行部人事がこの15日には決定をすると、こういうような状況ですし、それに合わせて各省庁等の連絡調整等が進んでいるというふうな状況であります。そういうふうな中で、例えば子供手当の支給の問題であるとか、高速道路の無料化であるとか、いろいろ非常に住民受けの政策が多いわけではありますが、既にそれらの財源が果たして確保できるのかというような、一部のそういうふうなことも言われております。

当然、県におきましても、県の東京事務所等では各省庁に毎日全員で、省庁にどのような変化があるんだというようなことの調査をしておるようであります。いろいろな意味でこのマニフェストに盛り込まれたことがいつの時期にどういう形で我々に実際に届いてくるのかというようなことについては、まだ明確な点はありませんが、いずれにしても世の中の世界的な同時不況とあわせて、非常にそういうふうな面では大きく世の中が変化をしてくる、こういうふうなものに町としても即対応できるような体制を整えていかなければならないと。従来と同じ体制ではなかなか難しいのではないかと、こんなふうに考えております。

今の地域経済活性化対策の中で、地元に残り落ちないのではないかとことですが、当然あくまでも地域の事業者といたしますか、業者といたしますか、そういうふうな関係者を主体に考えて町としても発注をしていきたい、こういうふうなことでするので、かなりの部分が地域に落ちると、このように考えております。

特に、この中でバスがありますが、そういうふうなバスを扱っている業者は町内にあるかないかこれから調べるところですが、極力町内の業者をどういうふうな形かですべての事業に参画してもらえようことを要望しておきたいと思っておりますし、業界のほうでもそれなりの自助努力をされて対応してもらおうというようなことではなからうかと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔17番 大森富夫君登壇〕

17番（大森富夫君） その9億円のうち、見てみればほとんど町外に出ていっちゃうものですね。教育の分野で人を育て、未来を開くまちづくりの中で、9億円のうち学校教育の充実ということで4億1,400万円、電子黒板とかデジタル、あるいは小川中学校の耐震工事、体育館新築工事、耐震診断実施、これは全部大体、町の業者がやるというのはないでしょう。4億円であっても、全部出ていっちゃうでしょう。人がにぎわう活力あるまちづくりという

ことで、農林業の振興とか商工業の振興でも、1,500万円程度ですよ。地元に着したもののいうふうに、土地改良の支援事業というようなことで出されても、9億円のうちの600万円ですよ。ほとんど9月補正におきましての経済危機対策事業、地域活性化ということで、地域活性化にならない予算を組んでいるわけですよ。

私は国の09年度補正予算は、国のやつは大きく見れば大企業に対しては大減税ですよ。大型公共事業というのは大盤振る舞いしたわけです。国民に対しては1回きりの、選挙目当てであったと思うんですけども、ばらまき。ツケが巨額な借金ができるわけですね、行く行くは新政権になりまして借金を残されたわけですから、その行く先は消費税の大増税というふうなところにいかざるを得ないのではないかと。埋蔵金を使うとか、あるいは国の無駄遣いというような形で財源をつくるとは言っても限度があるわけですね。軍事費の削減とか大企業の減税とかというふうに切り込まない限り、消費税の増税に行かざるを得ないというふうに思うんです。2つの聖域に切り込んでいくということが必要だと思うんですけども、今度の町としては、交付金事業におきましては雇用や暮らしの対策というふうには使われていないんですね。

私は町民の収入をふやすということが町の活性化というのに一番重要なことだというふうに思うんですけども、町民の収入をふやす事業ということをなぜ考えなかったかという点で伺います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） この経済対策の成果が町内業者に分けられないのではないかとということですけども、そういうことはない、このように考えております。

例えば都市基盤整備をして、町道一渡戸大鳥線ほか6路線の事業であるとか、それから生活基盤整備事業の中での上水道の石綿管の布設、水道事業、下水道の整備や合併処理というふうなものはほとんどが町内の業者ではなかろうかなと思います。

こういう話をこの間聞きました。例えば今回の保育園の事業についても、ぜひ地元業者を採用してくださいよと、使ってくださいよというふうなことは契約の段階でも要請をしましたが、結果的には数社が受注をされたようです。内容については我々はわかりませんが、そういうふうな面でやはり業者みずからが自助努力をして対応していけば、十分町外業者がとった仕事に対しても当然下請というふうな形でできるのではないかと思いますし、電子黒板やデジタルテレビ等についても、皆さんがそういうふうな考え方で積極的な営業努力によっては、議員が指摘されるようなことはないのではないのかな、こんなふうに思います。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

〔 17番 大森富夫君登壇 〕

17番（大森富夫君） 地域経済活性化、そして振興策という、政権が変わりましても当然継続的に進めていかなくてはならないというふうに思います。今回の9月補正のこの取り組みというのは、非常に残念な交付金の使い方というふうに私は強く感じています。

それで、ヒブワクチンのことで伺います。

大田原市しか県内では取り組まないとはなってはおりますけれども、実際には全国の自治体の中で接種に助成するということがだんだん出てきているんですね。これはWHOの勧告があるにもかかわらず、国が取り組まないということになっているので、全国的な取り組みが遅くなっているんだと思うんですけれども、こういう過疎地域のところでこそヒブワクチンの接種について率先して取り組むことが必要じゃないかというふうに思うんです。その取り組みと同時に、今、国に対して意見書を出してはどうかというふうに思うんですけれども、この点ではどんなふうな思いを持っているか伺っておきます。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 全国で今実施しているのが21自治体というふうにお話ししました。その内容も、販売開始されたのが昨年12月からということで、これは輸入品でして、供給量が随分少ないということなんです。実際病院のほうに来るワクチンの量も希望した分だけ実際来ていないという状況になっておりますので、現時点では町としてはなかなか取り組むのは難しいかなというふうに思っております。国に対して意見書を出してはどうかということですが、こちらについては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

鈴木和江君

議長（小川洋一君） 11番、鈴木和江さんの質問を許可します。

鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 鈴木和江です。通告に従いまして2項目について質問いたしますので、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

1、公衆トイレの設置と利便性について。

1点目として、今年度、室町の馬頭信用組合駐車場側に公衆トイレが設置されましたが、どのような経緯で設置されたのかお伺いいたします。

2点目といたしまして、私は平成18年6月の定例議会において質問いたしましたが、大山田・大内地区の住民の要望はあくまでも町営バスのバス停になっていますが、この点についてはどのような検討がなされたのかお伺いいたします。

2の限界集落への町の対応について。

1点目として、那珂川町において年々高齢化が進み、地域として社会的な共同生活の維持が困難な状況が生じております。これらの地域の対策をどのように考えているのか、町として特に人口の高齢化率が年々高くなっている地域を対象に、先導的な取り組みをしてはどうかお伺いいたします。

2点目といたしまして、行政と地域住民との関係をより確かなものにするために、集落支援員の設置をしてはどうかお伺いいたします。集落支援員とは、それぞれの地区を担当する市町村職員などとともに連携し、集落を定期的に巡回、住民の生活状況、農地・森林の状況等を把握し、行政との橋渡しをする人たちです。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

私のほうから限界集落の町の対応についての1番、2番を答弁させていただきます。

限界集落への町の対応についての2項目の質問であります、合わせてお答えをいたします。

本町の合併時の人口は2万517人でしたが、本年の1月1日現在では1万9,482人でありまして、この4年間で1,000人以上の人口減少となっております。65歳以上の高齢化率につきましても、合併時には25%であったものが、現在は28%を超えている、そういう状況になっております。

当町において、限界集落としての定義の範囲内には入っておりませんが、少子化等による人口減少や高齢化により過疎化が進行し、集落の事業にも支障を来すなど、地域コミュニティーの維持が困難な地域も出ております。

このような高齢化の問題は、協働のまちづくり推進計画の資料とするために実施いたしました行政区の役員さんを対象としたアンケート調査の中でも、不安であるとか困っているというふうな、そういうふうな問題意識を持っている方がおられる状況というふうなことがい知れるところです。

高齢者が住みなれた地域で安心して人らしい生活を継続することができるように、平成18年度に地域包括支援センターを設置し、保健師及び主任ケアマネジャー等を設置をいたしました。今年度は社会福祉士を採用し、地域における高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援事業を包括的に推進をしております。

また、高齢者などの交通弱者の足を確保し、地域住民の需要に応じた効果的な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通再編計画を策定し、デマンド型交通システム導入の検討を現在進めております。

このように、高齢化社会の対応のための事業を進めるとともに、現在、公募委員を含めた委員会を設置して、地域住民との協働のまちづくり推進計画の策定を進めておるところであります。この中で、行政区を初めとする地域団体とそのような形で協働の取り組みができるかを検討するとともに、協働の取り組みを行動に実際に移していきたいと考えておるところです。

また、名称は異なりますが、地域担当職員制度というふうなものを今検討中であります。これは地域の住民と地域を担当する町職員が一緒になりまして、生活、身近な地域の問題解決や地域づくりをしていくもので、協働のまちづくり推進の一部と検討しております。特に農地・水・環境保全、集落営農事業等につきましては、既にその地区の職員が会計であるとか事務であるとか、そういうふうなものを担ってやっている地域も実際にあります。

なお、この計画に皆さんの意見を反映するために、町のホームページに協働のまちづくり意見コーナーを設けたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご意見、ご提言をいただきたいと、このように思います。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） ただいまのご質問の1項目め、室町小公園にトイレが設置された経緯について、（1）と（2）合わせてお答えをいたします。

平成12年11月に馬頭広重美術館が開館いたしました。浮世絵が一世を風靡した江戸時代にちなみ、美術館周辺を江戸風の町並みに整備しようと地元の商店会、行政区等の代表者の方と町で協議し、平成14年度に町並み環境整備事業の計画を策定いたしました。

この事業は平成15年度から事業に着手し、商店街の建物の外観改修、公園整備、街路灯の整備が主な内容で、平成20年度に室町小公園を整備し、この中にトイレを設置しております。トイレの位置については既存のトイレの設置状況、歩行者の流れ及び商店街の利用状況等を総合的に勘案した結果、計画に従い整備するのが最善であると判断し、室町小公園内に設置した次第であります。

以上です。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 2回目の質問をさせていただきます。

1の公衆トイレの設置の利便性についての1点目の質問をいたします。

室町にできました公衆トイレの総事業費は幾らぐらいか、また維持管理はどのようにしているのかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 21年度の事業費につきましては1,600万円程度で、管理につきましてはシルバー人材センターのほう、そちらに委託しまして、管理をいたしております。

以上です。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） ただいま答弁いただきましたが、維持管理はシルバー人材センター、総事業費は1,600万円程度という多額の予算を使って立派なトイレが完成しておりますので、さらに役場内に設置してほしいとは要望いたしません。この公衆トイレの設置については、

5,000万円以下の事業に対しては議会の議決は必要とはいたしません、私が前に一般質問の中で町民の声を伝えているのですから、建設に当たっては何らかの説明があってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） この町並み環境整備事業は平成14年に検討が始まり、平成16年まで合計19回の会議を開催しております。先ほども申しましたように委員会を組織し、その下部組織としまして各部会を4つ設けまして、市街地の住民の方以外に、例えば大山田地区とかそういった地区外の方も委員さんになっていただきまして、場所もいろいろ検討した結果、特にあそこは小学生、中学生、高校生、あるいはバスの停留所も多いし、また商店街も近くに何店もあるということで、非常に利用頻度が高いということで当初の計画に従って設置した次第であります。

以上です。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） もう一つですが、またなぜ役場内の南側に設置することができなかったのか。町民のやっぱり意見というのは、年寄りの意見がとてもそこに欲しいという方が多かったんです。ですからそこに設置していただきたかったですけれども、それほど広い面積を必要とするものではないと私は考えておりましたが、その点についてはどのような意見があったのでしょうか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 役場なり市役所なりの周辺のトイレの設置状況、ほかの市町の状況を思い浮かべていただければわかりますように、そういった庁舎周辺にはトイレを設置しているところが少ないかと思えます。と申しますのは、やはり庁舎内のトイレを利用できる、そういった施設整備が図られるということで、庁舎内にないというのはそういったのが一つの理由かと思えます。

それと、今回設置した場所につきましては、役場前のあずまや、一応休憩所にはなっているわけですが、そこからの距離も非常に近いですし、また人の流れもやはり多いということで、そういったもろもろの事情を勘案した結果、あそこに決定した次第でございます、あくまでも地元の市街地の方の意向が強く反映された結果じゃないかと思えます。

以上です。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） 確かに、そういうことも一理ありますが、やはり高齢化が進んでおりまして、年寄りが大変多くなっている中で、ちょっと歩く距離が長いような私には気がするんです。私は平成18年6月の定例議会におきまして、役場内の公衆トイレの設置について質問いたしました。大山田・大内地区に住んでいる主に高齢者の方々は、大山田地区中心の病院への通院や商店街での買い物、そして金融機関での手続など定期的に町営バスを利用して、日常生活に必要な用事を済ませております。

このように、地域の方々にとっては交通手段の足として町営バスはなくてはならないものですが、同時に幾つかの用事を済ませた後に帰宅するときの町営バスの待ち合わせ時間は、役場前のあずまやで待っているわけです。帰路の乗車時間を考えると、どうしてもトイレに行かなければならない場合がたびたびあるとお話をたくさん聞いております。

前回の質問のときは、役場前で待っているときは広重美術館のトイレを利用するか、または役場内のトイレを遠慮なく利用してほしいとの答弁をいただきましたが、高齢者の方にとってみれば、広重美術館までは役場北側の交通量の多い道路を横断しなければならない危険性と、歩く距離が長過ぎるということでした。また、役場前を利用するには事務手続等の用事がない限り、トイレだけを利用するというのは大変気兼ねするという町民の気持ちも十分理解できるような気がいたします。

信号機や横断歩道があっても交通量の多い道路を高齢者の方が横断するというのは大変危険であり、大きな負担になります。健康な人の立場では考えられないくらい大変なことであるということが理解されていないのではないかと考えておりますが、この点について町としてのお考えをお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 鈴木議員さんの言われることは十分理解はできますが、やはり市街地ということで、用地の取得等についてもあそこの場所になったというふうな経過もあるのでないかと思えますし、課長の答弁にもありましたように、まちづくりの商工会を中心として、平成12年当時からかなりの回数で協議をした経過もございまして、特に栄冠酒造跡地等で今町営バスを子供が待ち合わせしているわけですけれども、今の使用状況を見ますとそういうふうな子供たちも今の室町交差点のトイレなども利用しているというようなことで、逆にそういうふうな面では、役場の駐車場内に設置するよりは今の場所のほうがよかったのか

なというふうな感じもするんですが、いろいろそれぞれの地域の、特に高齢者の意見というふうなものは十分に尊重しなくてはならないというふうなことですので、今後こういうふうな案件に当たりましては十分議会のほうとも協議をしていきたいと、このように考えておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） 今、町長の意見も十分わかりますが、現在のトイレは、利便性から見ましても余りよいとは言えません。現在どれくらいの方々が利用しているのでしょうか。多分余り利用されていないのが現状のような気がいたします。やはり多くの町民が、できてよかった、本当に助かると喜んでいただけるような予算の使い方をしてこそ、総合振興計画の中での地域住民と行政が一体となって事業を実施していく協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。

それでは、2番目の限界集落への町の対応についての1点目について質問いたします。

町といたしましてもいろいろな方策を考えているようですが、私は平成20年3月の定例議会において、学校の統廃合による施設の活用についての一般質問の中で、那珂川町においても限界集落の予備軍的地域があることを指摘し、議会全員協議会で視察いたしました山梨県北杜市の廃校を利用した明治・大正・昭和の時代に建てられた三代校舎ふれあいの里の先進的な取り組みを事例に、那珂川町における廃校の利活用への対応について質疑いたしました。

この質疑の中で、限界集落の問題も取り上げました。国は、地域全体の住民の65歳以上の人口比が50%以上の地域を限界集落と位置づけております。町が策定した都市マスタープランの中で明らかになりました那珂川町においても、地域として生活機能を果たしていけるかどうかの境界線、人口の移動がない場合、限界集落になってしまう地域が10年後、那珂川町東部地区に発生するという深刻な状況が予測されます。家族の中で若い世代と同居していれば、ある程度家族間での助け合いができるのですが、高齢者で車もバイクも乗れない人たちも確実に増加し、地域の皆さんは大変不便になり、今後の生活への不安を募らせております。

この中で、現在少し救われているのはいずれの地域でも郵便局があり、また町の施設である保育園があることです。これらの大山田・小砂地区の状況を考えますと、町全体から見ても人口の少ない地域でありながら、面積は極めて広いという特徴があります。しかしながらこれまでの先輩、先人の努力により今日まで一つの地域として自立するために情熱と努力を重ね、今日に至っております。

これらのことから、生活の基盤に欠かすことのできない公的機関の集約、集積による効率性を求めていくという考えには多くの問題があるものと指摘しなければなりません。将来の年齢段階別人口構成を考えますと、那珂川町の多くの行政区ではいずれ年を追って限界集落が生まれてくる状況にあります。限界集落に陥ってからどのように地域の存続を保っていくかという議論では、対応が後手に回るものと言えます。今から地域の現状を把握し、できることからその対策をすべきと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 当然、現在のような那珂川町のように中山間地域というところは、現状からしますと人口減少は避けられない。それからあわせて高齢化が進む。当然今後5年、10年、20年の先を見た場合にはどういうふうな状況になるかということを考えますと、未恐ろしい状況になろうかと思えます。

特に、先ほど大森議員からも病院関係で指摘がありましたが、特にこれからはお年寄りが、今のところ何とか形で町の医療施設で診察を受けるようなことができますが、医療施設なども果たして10年後、20年後、現在のような形が保たれるかどうかというようなことも大変難しい。

そういうふうなことから考えましても、いかにしてその地域が人数が減ってもその中で住みなれた地域で従来のような生活をしていくか、してもらうか、そのためには先ほど18年度にスタートした地域包括支援センターというふうな形で今対応しておるわけですが、やはりそこに住む人々と、それから行政とが一体となってこれを支援をしていかないと、なかなか行政だけでやれるものではない。それから地域の人もお互いに支え合うという、そういうふうな考え方をいかにこれからの住民の皆さんにそういうふうな理解をしてもらって、それぞれの地域はそれぞれの地域で守る。

そういうふうな中で、先ほど申し上げましたような地域担当職員制度等も設けまして、地域と行政との連携がそういう形で今より以上にコミュニケーションが図れるということ、それから後の質問にもあるようですけれども、いわゆるケーブルテレビのアプリケーション中でもこれらをどういうふうな活用をして、ひとり暮らしや老人の家庭の見守りをしていくかというふうなことも今検討しているところであります。

いろいろなそういうふうなことで、地域に住む人、そして行政が一体となるというふうなことで、それぞれの地域をいかに限界集落にならないような、そういう施策をとっていくか

というようなことは大変難しいのではなからうかなと思いますが、難しいだけでは問題解決しませんので、それをどういうふうにすることが、そういう限界集落を出さないようなそういうふうな考え方が大変大切ではなからうかなと思います。

ただ、人口減少と、それから高齢化社会というようなことで、集落ばかりでなくて、市街地も若い人がいなくてお祭りができないというような状況も続いております。例えば私が住んでいる室町あたりでは、私が若衆会に入った当時は約70人ぐらいの若衆が組織されていたわけですが、今はせいぜい二十、三人になってしまった。そうするとお祭りをやるのに、おみこしを担いだり屋台を引き回したりするというふうなことが既にできなくなってきた。そういうふうな、市街地におきましてもどこの町内でもそういうふうな、まさに集落の崩壊といいますが、町内組織そのものも従来のことができなくなっているということですし、あわせて若い人がいないということは消防組織等にも大きな影響をしてくているわけです。

そういうふうな意味で、現在のような状況が継続されるとすると、そういうふうな面で大変中山間地域的那珂川町というようなのは厳しい状況がますますひしひしと迫ってくるような私は感じをしています。数年先になるかと思いますが、既にJRバスが烏山と馬頭のJRバスを廃止をしたいというようなそういう意向も話がありますし、東野バスにしても、馬頭から宇都宮へ行っているバスがそれぞれ那珂川町、それからさくら市、高根沢、宇都宮というふうなそれぞれの町で補助を負担しているわけですが、高根沢町などは負担をもうできないということです。ということは、高根沢の走っている区間が東野バスが一番短いわけなんですけど、ほとんど町民が使わない。そういうことだから、町の負担はできないというふうな話になってきています。そうしますと、じゃできない自治体の分をそれ以外の地域で負担していくのかというふうなことになってきますと、そういう意味でのこれからの公共交通というものも、非常に厳しい状況を迎える。

幸いにして、町では従来の東野バスが走っていたところ、JRバスが走っていたところ、現在町営バスというふうな形で運行していますけれども、それらについてもデマンド型交通システム等を導入をして、いかにして高齢者や交通弱者の足の確保をしていくかというふうなこと。さまざまな形で限界集落ばかりでなくて地域全体がそういう状況である。

ということは、先ほど農業委員会の会長さんから話がありましたように、遊休農地がどんどんふえる、担い手が少なくなるというふうなこともこの町全体の問題で考えますと、まさに鈴木議員が指摘されるこの限界集落をいかにしてなくすようにするかというようなことは、

これからのまちづくりの中で大変大きな重要な課題であると思いますので、十分にそういう将来を見据えて、現在でなくて、5年後、10年後、そういうふうなものを見据えて、これからの町政というのは大変重要な課題であると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） 私の地区の例を挙げますと、今回、敬老会が近くなってまいりましたが、招待者が接待のほうに回るというような状況が時々見られます。それはみんなやっぱり核家族化が進んでいるせいではないかなと私は思っておりますが、そのような本当に何となく招待者が接待のほうに回って、情けない何か感じが、見ていてかわいそうだななんて思いますけれども、そんな状況が見られます。よくそこら辺も考えていただきたいなと思っております。

また、国においては平成20年4月に過疎問題懇談会において、過疎地域と集落対策について提言、「集落の価値を見詰め直す」としてまとめられたものがあります。その中で、「過疎地域等に存在する集落は、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通じて自然環境を守り、水源の涵養、下流地域における土砂災害防止等に大きな広域的な役割を果たしてきました。しかしながら、これらの集落の多くにおいては人口の減少と高齢化の進展に伴い生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など重大な問題が生じており、今後さらなる高齢化の進展により、これらの問題は一層深刻化するもの。」と指摘されております。那珂川町におきましても、町の中心市街地を除いてまさにこのような状況にあると言えます。

さらに、提言では、時代に対応した集落のあり方に近づくためには、集落の住民が集落の問題をみずからの課題としてとらえ、市町村がこれに十分な目配りをした上で、施策を実施していくことが重要であると記されております。昨今、地域によっては市町村行政が集落への目配りが十分になされていないという懸念もあるとしています。住民の声を幅広く吸い上げて施策に反映させる中で、住民との強力なパートナーシップを形成していくことが重要ではないかと思われれます。

それでは、2点目について質問いたします。

この集落支援員制度について、町として全国の先進事例があるかどうか把握していれば、その内容についてお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 先ほど町長が答弁したとおり、現在、町では職員の地域担当者制度、これを検討しております。先進事例もございますが、団体数については現在把握しておりませんが、数団体、既にこういった取り組みをしていると聞いております。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） 昨年度、町が方針を決定し、今年度からスタートする協働のまちづくり事業では、町職員の地域担当制により地域問題を住民と一緒に活動するという考えでしたが、その取り組み状況、またすべての行政区に地域担当職員が配置され、具体的に活動を展開していく実施計画についてお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 昨年度、地域の一般の方、それから町職員で構成しております地域住民とのまちづくり検討委員会、これを組織しております。今年度中にその進め方について策定予定であります。これができた段階で、また中途の段階でも議員の皆様からもご意見をいただきたいと思いますが、これは町が果たしてどこまで入っていけるか、現在その辺が課題になっております。必要ないところまで入っていくのか、あるいは希望のある地域、団体に入っていくのか、その辺も含めて検討をしております。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 先ほど申し上げましたが、農地・水・環境保全事業、集落営農、そういうことで既にそういう町職員が入って一緒にやっている事業もありますから、そういう中でどういうあり方がいいかというようなことがすぐ出てくると思いますので、そういうことも現在やっている中で改善できるところがあるかないか、さらにそれを推し進めるためにはこういう方法があるかないかというようなことになってくると思いますので、地域担当制は来年度からはスタートができると、このように考えております。

議長（小川洋一君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） 町のほうでも大変いろいろと施策を考えているようですので、その点は検討委員会のほうにお任せしたいと思いますが、那珂川町の現状を見ますと、高齢化人口の増加とともに独居老人の家庭もふえております。現在、民生委員の皆さんのたゆまぬ努力によって何とか地域の安心が保たれております。また、高齢者の方々が組織する老人クラ

ブの運営も、行事を開催するために役員の負担も多くなっていると聞いております。

一方では、先ほど町長がおっしゃいましたように、地域のお祭り、伝承行事なども地域住民にとりましては大変負担が多くなっているようです。これらは、少子高齢化により地域の活力が失われつつあるという現実には直面しているからです。地域における問題は限りなくあるわけですから、こうした問題を少しずつ支援する人材サポートをする人が必要ではないかと考えます。

協働のまちづくりによる職員の配置がなされても、町職員の皆さんは勤務時間外の場での協働であると思われませんが、年間を通して地域支援を行うには専門的に従事していく人材が不可欠であると考えております。この地域支援制度は、これまでの地域の課題や問題については地域の中で話し合いがなされ、行政との連携による解決策を出していたわけですが、人口の減少とともに高齢者が著しく増加しつつあるという今日的な問題を解決するための手段であると考えます。

これまでの町、行政区、各種委員の連携体制では、地域の安心・安全を保つことが困難になりつつあるのが現実と考えます。その地域と行政を速やかに結ぶ役割を担う人材を配置することが、那珂川町のように近い将来限界集落が発生するという現実があるわけですから、速やかな取り組みを強く望むものです。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（小川洋一君） 11番、鈴木和江さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時15分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

小 林 盛 君

議長（小川洋一君） 6番、小林 盛君の質問を許可します。

小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 小林 盛です。一般質問に入ります。

8月19日にこの議場において、那珂川町子供議会が開かれました。小学生の子供たちが那珂川町の発展のためにさまざまなアイデアや提案をし、町の将来を本当に心配しているんだなということを知らされました。特に那珂川を中心とした那珂川町の自然を誇りに思っている、とても愛しているということが伝わってきました。

川崎町長も答弁で、那珂川町では環境を町の資源として町の発展を進めているところですが、また、名前に恥じないまちづくりを行いますと、こういう答弁をされております。しかし、本当にそうであるのか、そうであってほしいと思います。こんなにも純粋に那珂川町の将来を案じ、自然の大切さを訴え、大人を信じている子供たちに、那珂川のど真ん中に、しかも県立八溝自然公園に指定されているその公園を約80ヘクタールも破壊して、県営産廃処分場を県に要請までしてつくろうとしている現実をどう説明するのか。また、一つ処分場を許せば、その近くに処分場や中間処理上のようなごみ関係の施設が集中してできやすくなることは、那須の例を見るまでもなく、全国的な例を見てもわかるとおりです。

現在の法律では1キロ規制があるだけであります。今ある処分場から1キロ以上離れてしまえば、処分場や中間処理場をつくることができってしまうということです。これは許認可権を持つ知事であっても、これをとめることはできません。業者等に裁判を起こされれば、裁判で知事が負けるということになってしまいます。つまり那珂川町の中心地の備中沢にごみ施設が集中するというような、ごみの町になってしまうのではないかと心配があるわけです。美しい自然と共生する町ではなく、処分場と共生する町になってしまいます。このようなことを質問で明らかにしていきたいと思います。

では、具体的な質問に入ります。

まず、1つとして、北沢の不法投棄問題の解決のあり方について質問いたします。

北沢の不法投棄物については、平成12年に県は詳細調査を行い、その結果、全量撤去が必要であると新聞や広報紙等で発表いたしました。そしてその方策として、備中沢に産廃処分場を設置して処理することが実現可能な最善の方法であるとして、那珂川町と県は基本協定を結び、処分場の設置許可申請書が県北環境森林事務所に去年の2月に提出されました。これは新聞等で大きく報じられたので、覚えている人も多いと思います。

そこで伺います。不法投棄問題を解決するということは、不法投棄という犯罪の解決であるわけです。つまり法的効果を伴う行政行為であります。法令を解釈、適用して行う行為であるわけです。前回までの質問ではこの法的根拠に対する明確な回答をいただけていないことから、再度この点について伺います。

2つ目に、環境と共生するまちづくりについて伺います。那珂川町では美しい自然と共生する町を町の振興計画に掲げ、環境と共生するまちづくりの地域説明会を行ってきましたが、住民にその中身が余り伝わっていないように感じます。住民に何を訴えたいのか、何をどうしようとしているのかを伺います。また、説明会には何人の参加があり、どのような意見があったのかを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

ただいまの小林議員の質問につきましては、これまでも何回もお答えしたとおりであります。県営最終処分場を早期に整備をして不法投棄物を撤去することが実現可能な最善の方法であると、このように考えております。小林議員ご指摘にありましたが、町の環境というふうなのは、この前の子供議会でも申し上げましたように町の宝でもあると、このように思います。そういうふうな意味で、町の環境を保全する、そのためにはやはり処分場を設置して、不法投棄物を全量撤去するというふうなことが、町の環境を保全する上では大変重要でありますし、いろいろな各分野から検討してもそれが最良の方法であると、そういうふうな考え方には変わりはありません。

小林議員も議員になられてからかなりの年数で、2期目かと思いますが、多分馬頭町議会が任期が3年で、合併特例の関係で3年、今回1期、合計7年になるかと思いますが、この問題については今までも年4回の定例会でいつも質問を受け、私のほうでもそれに誠意を持った答弁をしてきたつもりです。いずれにいたしましても処分場を設置して不法投棄物を撤去をする、そういうふうな考え方には変わりはありませんので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

議長（小川洋一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 次に、環境のまちづくり説明会に関するご質問ですが、

まちづくりの3大プロジェクトに位置づけられた自然環境との共生推進プロジェクトの一環として、本年3月に策定された環境基本計画の周知を柱とし、ごみ分別の徹底化や生活排水処理、人口の普及の向上を目的として開催したものであります。

環境の世紀と言われる今日、温暖化は地球規模で進み、環境のグローバリズム化は避けられない状況になっております。このような状況のもとにあり、環境基本計画は、環境基本条例の基本理念をもとに、合併後いち早く策定された那珂川町総合振興計画のまちづくりの基本テーマである豊かな自然と文化にはぐくまれ、優しさと活力に満ちたまちづくりを実現するために環境像を設定し、4つの基本目標、美しい自然と共生する町、潤いと安らぎのある町、循環型社会を目的とする町、環境について考え行動する町を掲げ、環境の視点で各施策を横断的にとらえながら取り組みを行う10カ年構想と5カ年計画でございます。

説明会の開催に当たりましては、広報紙やケーブルテレビ、各区長様にはご協力をいただき、地域住民の皆様にお知らせを行った上、さきにご報告いたしました6月23日から8月11日までの間、19会場において開催し、約400名の方が出席されました。説明会におきましては、計画の内容とともに、一人でも多くの皆様に環境について関心を持っていただき、一人一人ができることから取り組みをお願いいたしました。

また、皆様からちょうだいいたしましたご意見等につきましては真摯に受けとめるとともに、町としましてもこれから取り組みを行い、環境のまちづくりを推進してまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。なお、説明会の詳細につきましては広報9月号に特集として掲載してございますので、あわせてごらんいただければと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 2回目の質問に入ります。

町長は、特措法の適用ではなくて、処分場をつくって解決を図るということを、県がそういった方針であるので、それに沿って進めているというような答弁をいつも繰り返されているわけですが、今私が質問しているのはそういうことではないんです。不法投棄というのは、これは犯罪であるということはだれしもが認識しているところだと思いますが、この不法投棄を解決する法的根拠、処分場で解決するといったら、全然それは法律が成り立たないんですよ。

ただ、そうは言っても県がやろうとしているということで、正しい解決のあり方だと町長

は言うておられるわけですから、それが正しいのであれば、正しいということを法律を根拠に説明していただきたいと、そういうことを言っているわけですから、法律を根拠に説明をしていただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 法的根拠というふうなことですけれども、小林さんが言われるのは産廃特措法のことかなと思います。今いろいろごみ問題、不法投棄物関連の法案というのは、過去の例を見ましてもいろいろな規制が厳しくなっていることも事実であります。しかしながら我々町に不法投棄されたものを一日も早く処理をするというふうなことからいたしましても、やはり早期に処分場を整備して処理していく、こういうふうな考え方には変わりがございませんので、私はいずれにしても北沢地区にある不法投棄されたものを撤去するというのを最優先に考えておりますので、特措法に関してもいろいろ何回も今まで議論をされたわけではありますが、現実的な問題としては最終的に処分場を設置する以外に方法はないと、このように私は考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔 6 番 小林 盛君登壇 〕

6 番（小林 盛君） 処分場を設置する以外に方法がないというようなことを繰り返されても本当に困るんですよ。不法投棄という犯罪を解決するということは、北沢のごみを解決するだけではないんですよ。つまり今後栃木県内で起こり得るであろう不法投棄のすべてを抑制するという目的も当然あるわけですよ。その解決の仕方によっては不法投棄が逆にふえてしまうというようなこともあるわけですね。

つまり法律というのはそういったことにまで当然配慮されるわけですよ。酔っぱらい運転をしたら、ただ罰金を取られるとか、免許証がなくなるとかということではなくて、刑務所に入る必要もあるといったようなこともあるでしょう。そういったように罰則を設けることによって新たな犯罪を抑止するという、そういう目的があるわけですね。ですから不法投棄問題を解決するということは、当然そういった法律にのっとって解決がされなければならないわけです。ですからそこを言っているわけです。法的根拠が説明がされていないということと、それから不法投棄の解決、特に産廃特措法ではもう一つ大きな目的があるわけです。それは住民の生活保全上の安全を確保すると、支障を取り除くという大きな目的があるわけです。ですから処分場をつくるんだなどと言って5年も10年もかかっていたんではとてもこれは間に合わないことなんです。

幸いにも北沢の不法投棄が全量撤去が必要だということを言っているが、私が見るには有害物質はほとんどないだろうと思っはいるんですが、県が発表しているんですからそのとおりだというふうに一応信じて、そういった形で今質問をしているわけですが、その危険なごみを何で解決ができないんですか。実現可能な最善の方法であるなら、なぜこのように何年もかかっているんですか。それが最善の方法であるのかどうかも含めて、根拠と一緒に答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今の小林議員の産廃特措法の目的の中で、住民の安全の保全上というふうな言葉が出ましたが、私もこの処分場を設置するということは、地域住民の安全・安心を確保するというようなことを最優先に考えております。したがってなぜ今までできないのかというふうなことですけれども、これは何回もこれも答弁しておりますように、なかなか用地取得が思うようにいっていないというようなこと等が大きな原因をなしていると、こういうことですし、そのために関係者に粘り強く用地の同意をいただけるような努力をしていると、こういうふうな状況ですので、用地取得が早期にできれば、その他いろいろまだまだ課題が残りますが一挙に解決していくのかなと、こんなふうを考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 何と質問したらいいのか、本当にわからなくなっちゃいますよ。

まず、法律についてお話をさせていただきますが、行政法であるとか法律とか、執行部としては行政のプロ中のプロなわけですから、そのプロを相手にまさに法律がどうなっていますなんていうことを言うのは釈迦に説法という言葉がまさに当てはまるようなことだと思うんです。ですが、法律の素人の私が質問しているのに対して、こんなにも的が外れた答弁ばかり繰り返されるのでは、本当に議会の意味がなくなってしまうと思うんです。

法律とは、国会の制定する経営方式です。国会が立法権を特定する日本国憲法のもとでは、国民の権利、義務にかかわる一切の法規である定めは法律によって定められ、行政権の発動の根拠も法律に求められなければなりません。法律は、行政上の法律関係における最も中心的な法源です。法源というのは、裁判において、裁判官のとるべき基準となる規範をいうわけでありまして。そういったように、行政というものは行政権の発動の根拠も法律に求めなければならぬ、そういう決まりがあるわけですね。

不法投棄の問題を解決するということは、これはまさに行政行為と。単なる思いつきやそ

の町独自の公共事業として公園や体育館をつくる、幼稚園をつくるといったようなそういう種類のものではないんです。行政行為とは、行政庁が法律の定めるところに従い、その一方的な判断に基づき国民の権利、義務その他法的地位を具体的に決定する行為をいいます。法的効果を伴う行為であると、外部に対して直接の法的効果を生ずる行為である。

つまり問題を解決するということは、不法投棄者等に費用の負担をさせるための措置命令を発出すると、そういうことが必要になっているわけです。そして直ちに危険である有害物質を、住民の生活保全上支障を来す、あるいは来すおそれがあるそれらに関しては措置命令をかけて解決を図ることが法律の中で示されているわけです。それがなぜこんなに時間がかかるのか。北沢の適正処理だと言っているながら、話の終わりには必ず処分場になってくるんですね、どっちが本当なのかということです。不法投棄を解決するのが目的のはずなのに、必ず話の終わりには処分場をつくって解決するのが実現可能な最善の方法と。どっちが目的なのかということになっちゃいますね。

北沢の不法投棄の適正処理というのは、そんなに時間をかけられないごみであるという認識に行政側が立っているんですよ。平成12年に全量撤去する必要があると、それだけ危険だと、そう公表しているわけですから、これは今ある法律で実現可能な最善の方法を早くとって解決を図ることが必要なわけです。法律に基づいた答弁をお願いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 法律に基づいたということですが、産廃特措法に関しましては過去にも何回もそういう質疑、答弁を繰り返してきたわけでありますが、既に不法投棄者についてはそういういわゆる経済的な能力であるとかそういうふうなものがない。そして既にもう死亡したと、そういういろいろな経過から処分場設置というふうな方向に来ているのかなと思います、私が単なる思いつきでこの処分場を県に要請したということではございません。

今お話がありましたように、平成12年に県がかかわったという話もありましたが、私は平成14年に馬頭町長に就任をいたしました。平成16年4月に4項目を携えて県のほうに要請をした、こういう経過でありますし、その間におきましては議会の皆さんとも十分な話し合いをした経過もありますし、当然反対請願等もありましたが、そういうふうなものもことごとく否決をされたらと、全体的なそういうふうな動きの中で、16年4月に県のほうに要請をしたと、こういうふうな経過でございまして、決して私が個人的に単なる思いつきや何かというようなことでなく、あくまでも議会の皆さんとも十分話し合いの上で決定をしたというふ

うなことでありますし、当然、前段でもありますようなごみの町になるのではないかというふうなご心配もあるようですけれども、今の経済状況であるとか不法投棄物に対する規制、そういうふうなものから判断をして、今の処分場というものがそう簡単にできる可能性というのは非常に少ないのではないのかなと、こんなふうに思いますし、いずれにしてもやはり先ほど鈴木議員からも限界集落の話もございました。

特に、当地域は中山間地域、遊休農地も増加している、高齢化も進んでいる。大変そういう厳しい状況の中で、こういう不法投棄物のようなものを早期に撤去をして、そして本当にそういう中で自然とともに町民が安心して暮らせる町にするためには、処分場設置をして解決するという以外に、私はそういうふうな考え方ですし、これに対してぶれるということはないと、このように考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） いつもその話の終わりは処分場ですよね。北沢の不法投棄がなぜ解決を図らなければいけないのかということから考えていけば、早急にとということになれば、処分場をつくってなんていうことではなくて、早急に措置命令をかけて解決を図る必要あるんじゃないかと、そういうことを言っているんですが、本当に答弁になっていませんよね、全然。

法律による行政の原理という言葉は当然ご存じだと思いますが、法律による行政の原理とは、行政権の行使は国民の代表機関である国会が制定した法律に基づいて、しかもその法律の内容に適合するように行われなければならないという原理があるわけです。

法律の優位の原則というのがあります。町長、聞いていてくださいよ、答弁いただくんですから。法律の優位の原則。いかなる行政活動も法律の定めには違反してはならないという原則です。行政庁は国民に対して法律に違反したり抵触する行為をすることはできませんし、行政組織の内部においても法の趣旨に反する通達や職務命令を発することは許されませんと、このようになっております。法律の定めには違反してはならないと、こういうことになっているわけです。特措法の中で、危険であるというごみに関しては措置命令をかけて解決を図りなさいと、そういうふうに法律がなっているんですよ。それを措置命令をかけないで解決するなんて言っていることは法律に違反しているじゃないですか。法律がそうしなさいと言っていることを守っていないじゃないですか。

そして、少しでも早く町民の安全・安心のために、生活環境保全のために行動しないと、

撤去しないとイケないと。それが処分場で解決を図るなんて言っているから、土地が、今の買収が6割だ、6割だと、さも進んだかのように言っていますが、去年でしたか、それより前だったかもしれない、約5割まで確保したというような表現だったわけですね。それで1割ふえたかという、それは内容的には1人の人が、土地をある程度面積を多く持っていた人が売るほうになったというだけにすぎないんです。全然進んでいないんですよ。

土地の買収率が6割だと言っていますが、これも内容的には余り信頼できない数字だと思います。しかも人数に関しては絶対言わないんです。どのくらい進んだかというのは、地権者の数で、地権者が例えば100人のうちの70人が売ってくれましたよということであれば、それは70%という言い方ができますよ。だけれども何人だということは一切言っていないんですよね。土地の多くの面積を持っている人が何人か少数であって売っても、面積的にはかなりのパーセンテージを占めるということになるわけです。しかし実際には、人数割りにすると本当に進んでいないということが言えるかと思います。

このように、先へ進まないような処分場計画と一緒に北沢の不法投棄を解決しようとしているのは間違いであるし、最善の方法ではないんです。それを見直すということが必要なんです。法律に違反しているんですよこれは明らかに。ですから違反したようなやり方で解決を図るとするのは間違っているんで、その点について答弁をお願いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 小林議員が言われる住民の生活環境の保全というようなことは、小林議員も私も本当に考え方は同じだと思います。

そういうふうな中で、なぜ特措法を適用しないのかということですが、特措法そのものについては当然県が実施をするわけですが、いろいろな調査や何かの結果、その特措法を活用しても効果があらわれないと、既に死亡したと、そういう現実からして、法律は法としてあったとしても、それが適用できないと、こういうことも一つかと思っています。そういう意味で、県としても十分我々以上に、町サイドよりも県サイドのほうがそういう特措法等に関しても十分承知をしているわけですが、そういう中で特措法が適用できない、そういうふうな面があるのではないかと、このように私は考えております。

それから、用地につきましても、私も随分、それぞれ個人的にも歩かしてもらいまして、本当に嫌な顔されながら何度もそういうふうな目に遭ったわけですが、しかし何回か訪問をして、ぜひ協力をしてほしいというような話をしますと、個人的には処分場については理解はしていると、こういう理解を示される方もかなりおります。そういうふうな方の中

にもやはり周りを気にしているんでなと、こういうふうな話です。だから周りの方から売らないでほしいと、そういうふうなことも言われているんでということで、言葉を濁されてしまうと、こういうふうな実態もあります。

ですから、何回もこれもお話ししましたが、粘り強く同意を得るべく努力をしているというようなことはそういうふうな意味で、処分場自体に関しては私が町長に就任した当時とはかなり違ってきていると、このように私は理解をしております。たまたまマスコミ等においても処分場で大きな問題が起きたなんていうふうな事例も余りないようですし、特に当地域としては福井県の敦賀の処分場が大きな違反をして、広域行政でも処理の負担請求等が来ているというようなことで、特にこの地域は、この南那須広域行政事務組合としては、不法投棄というものはどういう大きな問題を後に残していくかというふうなことを証明しているようなことであります。

そういう面で、今計画しておりますのはあくまでも県営の最終処分場というふうなことで、民間業者が会社の設立と倒産とシミュレーションしてやるというようなそういう会社も世の中にはあるようですけれども、今回のこの北沢地区に設置される処分場についてはあくまでも県営であるという、県営管理型最終処分場ということですから、そういう面での住民の不安というものについては最大限の配慮をして、関係地権者にも今そういう要請をしておるところですので、もう一息というそういう状況ではなかろうかなと。

ただ、やはりだれしも人間、自分一人で生活している人は一人もいない、みんな大勢のいるいろんな方々の支えを受けて自分の生活が成り立っていると、そういうことからしても、やはり隣近所と余り顔つきを悪くしたくないというようなそういうことで、契約をしてもいいんだけど、そういう近隣の関係でなかなか売れないんだ、そういうことを言われておりますし、いかにして不安解消を図っていくかというようなことも、我々としてもこれからもっともっと努力をしていかななくてはならないんじゃないのかなと、そんなふうに考えております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 町長、答弁が長過ぎます。長いだけじゃなくて、全体的が外れているんですよ。私は聞いていてくださいと言ったのは、法律の優位の原則というものがあって、いかなる行政活動も法律の定めには違反してはならないという原則があるんですよと、こういう話をしたわけです。それに違反しているじゃないですかと。こういうことに全く答えないで、

全然別なことを答えているんですよ。これじゃ質問の意味がなくなっちゃいますよね。

それから、代執行が措置命令がかけられないというような、当事者がもう亡くなっているとか。亡くなる前から何度も何度も話をしているじゃないですか。確かに亡くなった人もいますけれども、不法投棄者は2人いるんですよ。もう1人は亡くなられているわけではないし、そしてそれにかかわった多くの人たち、不適切処理にかかわった多くの人たちがいるわけです。そういった人たちに措置命令をかけて、費用の負担をさせなさいというのが法律であるという説明をしているわけですから、的の外れた答弁を繰り返さないでくださいよ。

それから、北沢の不法投棄の、これは平成16年4月12日に産業廃棄物課の森谷賢課長とお話をしたときの課長の言葉ですが、「北沢の不法投棄事案は、生活保全上の支障またはそのおそれのあるものとして県から報告を受けています。環境省は、北沢の不法投棄物を特措法適用可能な対象と考えている。ただ、国は指導すべき立場になく、これは理由が地方分権ということで、地方に権限を移譲しているということで、指導する立場ではない」というようなお話を聞いておりました。

当然北沢のあのごみは特措法の対象になり得ると、なるということでもあります。そして危険であるという県の発表、全量撤去が必要だという発表をしている以上、こんなに長く放置しているというのは余りにも行政が怠慢だと。怠慢を過ぎて本当に不作為だと言われても仕方がないと思います。栃木県ということをおっしゃりますが、栃木県に要請をして、一緒になって解決を図ろうと、また県に処分場だという要請をしている町に対してその責任を私は追及しているわけですが、こういったように法律によって答弁が全くされないと、できないという現実ですよ。本当に困ったものだと思います。

行政行為というものは、これは先ほども言ったように外部に対して直接の法的効果を生ずる行為であると。したがって行政機関の内部行為や法的効果を生じない道路の修築や清掃のような事実行為は行政行為とは言いません。行政行為の主なものを大きく3つに分けて、秩序行政作用と、それから清浄行政作用、給付行政作用と、大きく3つに分けられます。秩序行政作用の中には警察行政と防衛、財政、それから清浄行政作用には環境清浄、これは人の健康または生活及び自然環境に対する被害、公害を防止し、国民の健康の保護と生活自然環境の保全、創造を目的とする作用、こういうことが行政の中で責任ある行政の責務として決まっているんです。

例えば、秩序行政作用だったら、警察は秩序の維持を目的とするというのが警察の行政の作用ですよ。防衛というのは国を防衛する作用であったり、財政とは国、公共団体の存立

に必要な財力を取得し、かつこれを管理し、会計を経理する作用を財政作用と、こういうふうに行政行為の中に分類されて、その中に環境清浄という、北沢の不法投棄のように生活保全上の支障を来すおそれのあるものはこれを防止し、国民の健康の保護と生活自然環境の保全、創造を目的とする作用、こういう役割が課せられているわけです。

そういう中で、あの北沢のごみを解決しなければならないという行政側の責任が生じているわけなんです。公共事業のように思いつきでごみを片づければいいんだとか、どういふ方法でなんていう選んでいる場合じゃなくて、法律によって決められたことによって解決を図るということになっているんです。それが間違っているということを私は指摘しているわけです。それに対して答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 何回話しても同じことかと思いますが、環境省のお話もありました。しかし環境省は県を指導する立場にはないというようなことですけれども、県の立場としても、やはり町の要請に基づいて県営の管理型最終処分場を設置をして処理をするというふうな決定をするまでにはいろいろ協議が内部であったと思います。当然産廃特措法の関連等についても検討されたものと思いますし、もしそれが特措法でやれるならば、県の財政に影響なく、国から予算を導入するということもできるわけですが、それができないということは、既に小林議員が言われる産廃特措法には適用しない、そういう判断のもとにこの県営管理型最終処分場を設置すると、こういうふうな決定をされたものと思います。

私は以前にも話をしましたが、茨城県の前の神栖町、今の神栖市などでも戦後不法投棄がされて、それで砒素中毒が起きたとかというようなそういうふうな事例等も話した経過もあるかと思いますが、いずれにしても現時点では、モニタリング調査の結果では基準以上の汚水等の流出はないようですけれども、これが現在ないからいつまでもないというふうなことはなかなか言い切れないのではないかと。

私は一番心配をしておりますのは、やはりこの地域にもしも万が一にもそういうふうな事態が発生した場合には、小口、北向田、久那瀬、松野というふうな那珂川町の中でも一番の農業振興地域に大きな風評被害等が出たときのことを私は懸念をしていると、こういうことです。

もう20年あのままに放置して何も無いんだから何もしなくてもいいのではないかとというような話も聞きますが、そうじゃなくて、やはり全量撤去をすることによって、将来にわたってそういう心配のない地域にしていくということからして、やはり現実的な実現可能な方法

としての処分場設置ということで、私がただただ小林議員が言われるようにそういう単なる思いつきや何かでなく、前も言ったように総合的に判断をして、実現可能な手法が処分場設置をすると、こういうふうな考え方ですので、私も現時点でこの考えを曲げる、そういうふうなことはありませんので、町としては県と協力をできる限りして、合意形成を得て、一日も早く設置できるようなそういう方向づけに推進をしていきたいと、このように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 本当に疲れがどっと出ちゃいますよ。

北沢の不法投棄が特措法の適用にならないんだというような話が町長からされましたけれども、特措法の適用の条件というのを町長はよく調べていないんじゃないですか。北沢の不法投棄は、まさに特措法の条件のすべてを満たしているんですよ。それを特措法の適用にならないというような言い方をされたんでは、平成9年、廃棄物処理法改正法の施行前に不適正処分が行われた産業廃棄物、これを特定産業廃棄物と呼ぶわけですが、これに起因して、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれ大きいすべての事案について、今後10年の期間内に計画的、着実に問題の解決に取り組むことと、こういうふうになっているんですよ。

さらに、都道府県等は特定産業廃棄物の実態を把握するための調査に努め、支障の除去等を行う必要があると判断した事案については廃棄物処理法に基づく措置命令を発出すること。これらの手続によってもなお支障の除去等が完了しない場合には産廃特措法に基づく実施計画を策定し、特定支障除去等事業を実施すること。不適正処分の行為者及び産業廃棄物の処分に至るまでの間に、その適正な処理の実施を確保する注意義務に違反した者等に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出して、支障の除去等の措置を負わせること、これが産廃特措法なんです。

そのほかにもまだまだありますが、この中でも言っているように、生活保全上の支障が生じ、または生じるおそれ大きいすべての事案についてという、これに間違いなく当てはまるわけです。北沢の不法投棄物は今すぐに危険ではないけれども、将来的にそのまま放置することができないと、全量撤去する必要があると、はっきりとそういう危険性のあるごみだと県が発表しているわけですから、まさにこの特措法の対象になるごみなんです。

ですから、これがなぜ特措法の適用にならないと町長はそういうふうに言い切れるんです

か。全く特措法のこういう法律がどうなっているかということを確認しないで、頭の中で、あれはできないものだというふうに決め込んでいるというような、そんないいかげんな判断がされているんじゃないかと思うわけなんです、もちろんそうではなくてこういう根拠があるんだということがあるなら答弁をお願いします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 特措法に対する私の考え方は、さっきから何回も話しておりますように、法律があったとしても、それは適用不可能である、そういうふうな判断のもとにこの特措法を適用していないと、こういうふうに理解をしております。

議長（小川洋一君） 小林 盛君。

〔6番 小林 盛君登壇〕

6番（小林 盛君） 法律にそういう不可能というのはいないでしょう。法律というのは、こういう条件を定めて、その条件の中で合ったものはその法律によって罰するとか、そういうことが決められているんですよ。特例はないでしょう、法律なんですから。町長、それは本当に考え方が間違っていますよ。

こういった法律から外れた行政というものは、瑕疵ある行政行為だと言わざるを得ないと思います。法律により行政の原理から行政行為には適法性、法律の定める要件を満足することと公益適合性、行政行為の内容が公益に合致することが必要とされておりますと、こういう瑕疵ある行政の説明があるわけですが、まさにこれは法律による行政の原理から外れた瑕疵ある行政ということになると思います。

適法性に反する行政行為は違法ですし、公益に適合しないものは不当です。これらを瑕疵ある行政行為と呼びます。公益性にも適合していませんよね。これはごみを出した者、これがその責任を負うというのは、環境基本法の中でも汚染者負担の原則ということでもうたわれているように、ごみを出して、そのごみによって汚した者がそれを片づけるというのが基本なわけです。その法律のそういう原則に外れた行政が行われようとしているわけですよね。公共事業で不法投棄者が出したごみを、それを県が県民の税金を使って解決を図るといって、それは明らかに不当な行政だと、これは言わざるを得ないわけです。これらが瑕疵ある行政行為だということになると思います。

そこで、瑕疵ある行政というものに対しては、当然取り消しを求めるといえることが必要になってくるわけです。我々は取り消しのために行政不服審査請求ということを行わなければならないわけですが、その審査請求には前置きというのが必要なのですね。前置きというの

は、こういう行政が間違っていますよ、行政のこことここが、栃木県の行政が間違っていますよという前置きを県に示す必要があるんです。そして県はその間違いに対して、それは小林さんの解釈の違いでしょうという説明をするとか、あるいは県が間違っていました、それは改めますよとか、そういった作業が行われて、そこで和解がされれば当然不服審査請求はなくなるわけですが、それでもなお県が説明をしない、あるいは説明になっていないという不満が残った場合には、行政不服審査請求ということが当然行われるわけですが、前置きなんです、これは処分場の設置許可申請が出されたときに、申請書に対して不満がある場合には意見書の提出権というものを認めているわけです。

その意見書の中で、県の行政に対してそういった違法な行政があるというような部分であるとか、例えば公共事業である処分場をつくるにしても、これは備中沢を1カ所を適地として造成をするということ自体が間違っているのではないかといった、さまざまな行政に対する不満等を意見書の中で述べております。そういう提出をしております。それが前置きになるわけです。それに対して設置許可を出すということが、栃木県の行政が間違っているんだと我々が行政庁に対して不服申し立てをするきっかけとなるわけです。

今の状態ではどっちに転ぶかわからない状態ですから、我々は県の出方を待つという以外に方法はないわけで、県が設置許可を出すことによって、我々は県の行政に対する不服審査請求ができると、そういう状況になっておるわけです。必ず県に対する見直しということを求めていきたいと考えております。

なおかつ、処分場がいかにもできるかのように町長は言っておりますが、これは絶対に不可能だと私は思います。まず売りたい地権者が売ってしまった結果、約6割に達したというにすぎないんですね。その6割というのは面積だけであって、実際の数にすれば、私にすれば恐らく30%台か40%台ぐらいだと。まだまだ半分は行ってないし、今売らない人はもう売りませんよ。売りたい人はもうほとんどが売ってしまったということでもありますので、小口の搬入路になる梅平の人たちが15戸あるわけですが、その人たちは15人すべてが団結して絶対に売りませんと、通させませんということを言っておりますし、搬入路であるもう一方の和見側も地権者が絶対に売らないということで、そういう意見が統一されております。これは地権者の権利でとめるということができると思います。絶対に処分場はつくりません。

以上で質問を終わります。

議長（小川洋一君） 6番、小林 盛君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

川 上 要 一 君

議長（小川洋一君） 8番、川上要一君の質問を許可します。

川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 川上要一です。執行部の積極的、建設的な答弁をお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

那珂川町の社会体育施設及び教育施設拡充整備について質問をさせていただきます。

那珂川町民、特に小・中学校並びに高校の児童・生徒の皆さん、そして卓球や野球やバスケットボール、サッカーなど各スポーツ少年団チーム、アーチェリークラブでの県下大会、関東大会、さらには全国大会での活躍、またお年寄りの皆さんのゲートボール大会などの活躍によりまして、スポーツの町那珂川町が栃木県内外に広くアピールされております。そして皆さんのそれらの活躍によりまして各種競技が当町運動施設で、県内外より多くのチームが来町されまして、競技や大会が開催をされております。先ごろの子供議会においても、何人かの子供議員の皆さんから町の体育施設の充実についての質問がなされました。多くの児童・生徒、町民の皆さんの関心を持っておられることだということに実感をされた次第であります。

そこで、次の点について質問をさせていただきます。

初めに、芝生のサッカーグラウンドを求めまして、箒川リバー公園に県内外より多くのサッカーチームの皆さんが土曜、日曜、さらには先ごろの夏休みに大会が開かれておりました。

選手や保護者、大会関係者の皆さんが一堂に会しますと数百人の関係者でございます。駐車場いっぱいになって、堤防にも置き切れないほどの自動車やマイクロバスが集まりました。これらのことから幾つかの問題が発生をいたしまして、関係者はもちろんこと、地域の皆さんからも幾つかの意見が出されております。次の点についてお伺いをいたします。

(1)として、まほろばキャンプ場のトイレまでの距離が遠く、ついマナー違反がされてしまうことが多いのです。トイレの設置といっても河川敷でございますので、構造物は許可が出ないということでもありますので、近くに、例えば堤防の内側に地域の地権者の協力を得てトイレの設置ができないものかどうかお伺いをいたします。

(2)芝生グラウンドにでこぼこがあり、選手がプレーするのに危険が相当想定されますので、グラウンドを100%利用できるように改善が可能かどうかお伺いをいたします。

次に、サッカーの振興強化に向けまして、文科省、そして日本サッカー協会では先ごろ、現在の11人制から8人制サッカーやフットサルの振興を打ち出されました。グラウンド規格も現在の約半分でありますので、小川福祉センター東の芝生のグラウンドの利用ができないものかどうか。できればフットサルやサッカーチームの来町で交流人口がさらにふえまして、町の活性化がさらに図られると思われませんが、この点についてもお伺いをいたします。

次に、大きな2番でございますが、小・中学生の学童野球並びに少年野球での活躍により多くのチームがまたまた来町されて練習や大会が実施されております。そのような中で、グラウンドの散水設備の整備が強く要望されております。逼迫した財政状況下ではありますが、多くの町内チームの関係者や保護者の皆さんはボランティアで作業に協力したいということでございます。ぜひ競技する選手のけが防止のためにもグラウンドの散水施設が必要と考えられますのでこの点についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、(3)でございますが、小川中学校の体育館は老朽化しております。建て直し計画中でございますが、現在どのような計画でどのような規模、施設を計画しているのかお伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長(小川洋一君) 答弁願います。

生涯学習課長。

生涯学習課長(藤田悦男君) 川上議員の那珂川町社会体育施設の拡充整備についての

(1)と(2)につきましてお答えをいたします。

那珂川町では野球、ソフトボール、サッカー、剣道、卓球、ミニバスケットボールなどの

種目で13団体、225人の青少年がスポーツ少年団に加入をいたしまして、各地域の指導者のもと活発なスポーツ活動を行っております。

ご質問の第1点の小川地内の箒川沿いにあるまほろばキャンプ場南側の芝生グラウンドにつきましては、7月から8月の夏休み期間中に、町内、県内のサッカークラブ5団体が約400人の利用がございました。利用日数につきましては8日間ございました。

河川堤防の内側にトイレの設置ができないかのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、河川法上、河川区域内には常設の構造物は設置できないことになっております。利用団体等も増加傾向にありますので、当面の対策といたしましては仮設トイレを設置いたしまして、練習や大会が開催される場合の対応をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。仮設トイレの設置期間といたしましては、利用申し込みの状況から、本年度につきましては今月から12月までの4カ月を考えておまして、設置の経費等につきましては1基当たり7万円ということでございます。

第2点目のグラウンドの凹凸の改善でございますが、サッカー用に整備されたグラウンドとは違しまして、河川に設置いたしました広場でございます。現場の状況を調査いたしましたところ、4カ所ほどマウンド状の場所がございます。広場を利用している団体ではその箇所を避けてコートを設置して練習や大会を開催しております。今後、広場の改善の方策等について検討させていただければと考えております。

第3点目のご質問の小川福祉センター東側の芝生グラウンドの利用につきましては、現場を調査しましたところ、8人制サッカーであれば2面程度のコートがとれると考えております。現在、グラウンドゴルフの団体が芝生のグラウンドを使用しておりますので、使用団体、関係課と協議、検討させていただきたいと思っております。

続きまして、(2)の小川運動場グラウンドの散水設備の整備についてのお答えを申し上げます。小川運動場のグラウンドの利用につきましては、現在、野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの競技種目で青少年から高齢者まで7団体が各種の指導者のもと、年間を通じまして活発にスポーツ活動を行っております。ご質問の散水設備の整備につきましては、利用団体により要望が出ている事項でございますので、できるだけ早い時期に整備できるよう検討したいと考えております。また、運動場スタンドのいすの修繕につきましても、本年度中に実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君）（3）の小川中学校体育館の規模、施設についてお答えします。

小川中学校体育館の改築については、6月初旬設計業務を発注いたしまして、現在設計を行っているところです。設計に当たっては授業や部活動で使用する場合の種目の念頭に置きまして、アリーナを中心に学校側と協議の上、その意向を十分反映し、進めております。その概要は、建設場所は現在のプール跡地、構造は鉄骨造、延べ床面積は約1,200平米、主な設備としてアリーナ約880平米ほかステージ、器具庫、管理室などを計画しております。現在の体育館のアリーナは693平米ですので、アリーナが180平米ほど広くなりまして、公式バスケットボールコートが1面とれる広さとなります。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 2回目の質問をさせていただきます。

初めに、まほろばキャンプ場のトイレまでの距離が遠く、マナー違反がされてしまうということを質問させていただきましたが、今月から12月までの間、仮設トイレの設置で対応したいという答弁でございました。つい先ごろの大雨で埼玉県の河川敷設置の仮設トイレが相当流されまして、多くを失ったということがありましたが、国交省あるいは県の管理下だと思うんですが、仮設トイレでも許可が出るのかどうかちょっとお伺いしたい。また、箒川リバー公園の利用規定についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） まず、キャンプ場の常設につきましては、基準がございまして、無理でございまして。簡易トイレにつきましては、許可等につきましては申請されれば出るという形になっております。

今ご指摘のように、小山の花火大会で50基から流されてしまったというのがあるかと思えます。あれの場合も、この前の場合も駐車場ぐらいまでは乗ってしまった状態なものですから、もう少しすると芝生グラウンドも乗るということですので、余り中にはつくれないということになるかと思えます。

それから、許可基準につきましては、箒川リバー公園利用許可要領というものがございまして、それに基づきまして許可をしております。町民の場合につきましては無料、町外につきましてはある程度の基準で徴収をしております。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 仮設トイレは申請すれば許可が得られるということでございます。仮設トイレといいますと清掃やら維持管理というものが、ほかの事例を見ましても実態的にはなかなか大変な実態がうかがえます。ですから仮設トイレを設置するとしますとそのメンテナンスというか、清掃については町でやるのかそれとも利用者がやるのかちょっとお伺いします。

議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 仮設トイレの清掃につきましてはレンタルの業者が月 1 回は清掃してくれます。それ以外に、消耗品とかにつきましては町のほうで持つという形になります。

以上でございます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） レンタルで 1 基 7 万円で、その中ですべてメンテナンスがやられるということに理解したいと思いますが、やはり仮設トイレは仮設だけということが考えられますから、できれば占有願も出ている箒川リバー公園の芝生グラウンドについては、長く使うのであれば、本当に多くの利用者が来られますから、それらをよく調査・検討した上で、どのくらいの利用者が年間あるのかということ調査・研究をしながら、常設のトイレが堤防内側に地域の地権者が協力することを期待するわけでございますが、相当皆さんも現在の段階でこちらを向いてマナー違反をするということをお困りになりますから、多分協力してくれると思いますので、そちらの方向も検討されまして、進めていっていただきたいと思います。まずは、今月から 12 月まではレンタルの仮設トイレで対応するということをお伺いいたしました。

次に、グラウンドのでこぼこであります、何か所かございます。野球のマウンドかなと思ったんですが、それよりもちょっと大規模で、高いものですから、やはり県下でも芝生のグラウンドというのはめったにありません。以前、現在の大田原市、旧湯津上村の工業団地の中に芝生のグラウンドの施設がありましたが、県の公団のほうから再契約がなされなかったということで、現在使われないうちのほうの那珂川町の芝生グラウンドを見つけられて多くの県内のチームが来られるわけでございますが、現在 2 面しかとれておりませんか

ら、あれだけの多くのチームが来られますから、できれば整備を早急になされまして、那珂川町へ行けば大きな大会も開けるというようなことは、これは即、横につながりますから、さらに町の活性化ということにつながるといいますので、県のほうかと思いますが、働きかけて改善をしていっていただきたいと思えます。その点について、ちょっと課長のほうで何かあればお願いします。

議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 先ほどもお答えしましたとおり、4カ所ほど集中してあるんですが、マウンド状になっています。1メートルからの高さがありますので、ちょっとずつ簡単にやるというわけにはいかないと思えますので、技術的なものを検討しまして、県のほうが河川占用をしておりますので、県のほうと協議をしたりして、方策を検討させていただければと考えております。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 改善に向けて検討するというところでございます。

先ほど、利用規定についてもお聞きしましたが、町民については無料、町外関係者についてはそれ相当の受益者負担というか、取っているということですが、現在、フットサルや小規模のサッカーというものは本当に広く普及されております。大田原、那須塩原に有料の施設もございます。ですから相当お金を払ってもそういうところでプレーをしたいという関係者の意向でございますので、いろいろ芝生の管理とかトイレの設置とかトイレのメンテナンスとか、それ相当のコストがかかるということでございますので、町民は無料でいいと思えますが、それらの関係者についてはある程度規定を改定して有料化にしても使われるのではないかなと、近辺のそれらの施設も調査をしながら、改定をしていってはなと思えますが、このことについて課長ちょっとお願いしたいと思えます。

議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） そのような方向で検討させていただければと思えます。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 次に、サッカー振興強化に向けて、先ごろ日本サッカー協会のほうで、現在の半分の規格でやられる8人制サッカーを強化しようということを打ち出しました。これは先日皆さんもごらんになったと思うんですが、全日本チームがオランダチームと対戦し

て、前半は物すごく攻撃的なサッカーをしていたんですが、本当に相手ゴールのところに行って決定打が出ないということ、これはもう以前からの反省点ではあったんですが、これらのことを考えまして、欧米ではずっと前から8人制サッカー、フットサルというのが広く振興されていたものですから、1対1とか1対数人での攻撃またはディフェンスというものを強化するためには小規模、小さいコートでの強化練習というのが必要だということで打ち出されました。

ですから、小川福祉センター東の現在グラウンドゴルフ、それに使っている芝生グラウンドがありますが、あのグラウンドでもこの間少年サッカーチームが使用した経緯がございますが、2面とれる規格があるそうです。ですから8人制ですと相当のコートが設置できますので、芝生のグラウンドは貴重な現在ではグラウンドでございますので、現在使用されているご高齢の方のグラウンドゴルフの利用者の皆さんと協議を重ねながら、効率的にミニサッカーにも両方でできれば、またそれに合わせて芝生のグラウンドが那珂川町には設備してあるということがたちまちこれは広まりますから、町の活性化にはつながると思いますので、現在のグラウンドゴルフの利用者等のさらなる協議を進めながらやっていただきたいと思います。あわせてまた生涯学習、それに関してあればよろしくお願いいたします。

議長（小川洋一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 福祉センターのわきのグラウンドにつきましては、今ご指摘のようにグラウンドゴルフの団体が利用しております。グラウンドゴルフのホールを既に設置してありまして、テープでとめてあるものですから、それを動かしてということはなかなか難しいかなと思います。それと8人制といいますと60メートルの38メートルということで、先ほどありましたように半分ということなんで、できないことはないと思いますが、メンテナンス関係、スパイクで練習、それから大会をやりますとメンテナンス等のこともありますので、関係課のほうと協議をしながら、また利用団体と協議をしながらやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） 現在使用しているご高齢の方のグラウンドゴルフとのやっぱり協議は大切でございます。メンテナンス、スパイク跡だとか、現在のグラウンドゴルフの設備もされていると思いますから、総合的に効率的に皆さんで使えるような形をさらに検討されなが

らやっていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

次に、大きい(2)ですが、小・中学生の学童野球並びに少年野球の活躍で、多くの県内外のチームが来町、来場されまして、練習また大会が実施されているのは皆さんご存じのとおりでございます。グラウンドの散水施設、これは皆さんも甲子園の様子などをテレビでごらんになってわかると思うんですが、各競技の間に水まきがなされております。これはほこりを防ぐだけのものじゃなくて、やはりグラウンドのコンディションをよくする、グラウンドをやわらかくして選手のけがをなくしたりイレギュラーをなくしたりということで、重要な一つのメンテナンスになっております。

現在、当町の児童・生徒の皆さん、またスポ少の皆さんの7団体ですか、運動場を利用しているわけですが、それらの設備がほかの大会に行きますと設置がされているということも十分に見てきておりますので、ぜひやはりこの地域にもこの小川グラウンドにも設置を願いたいというような強い要望がありまして、町の逼迫した情勢の中で、大変ならば私どもが協力して作業を手伝うよと、多くのチームから申し出がございます。

それも協働のまちづくりの一環なのかなというふうに強く受けとめまして一般質問させていただきましたが、先ほど生涯学習課長の答弁では早急にその設備を充実していきたいというようなご答弁でございましたので、専門の業者がやられるにしても何か手伝いができればというように考えておりますので、各利用関係者の皆さんに通知をいただければ、協働のまちづくりの一環として手伝いにはせ参じると思いますので、そちらのほうもよろしくお願い申し上げます。

やはり、グラウンドは平らだけで、イレギュラーや何かがないと思いますが、やはり本当にかたいですと、軟球でございますが、きのうあたりもスポーツ少の少年がやはり顔面上部に当たりまして、相当痛そうな顔をしておりましたから、けがのないように早急にそれらの改善が図られればなというように考えております。

大きな3番目でございますが、小川中学校の体育館、これは私どもが卒業してすぐに建てられましたから、四十五、六年、建ててからたつと思います。相当老朽化いたしまして、現在の耐震構造だとかいろいろなものに対応でき得るかどうかということをご心配しておりましたが、今回の建て直し計画が計画中であるということでございます。先ほどの前出一般質問でも町長の答弁にもありましたが、小川中学校の体育館を建て直すということが答弁がありました。

その中で、先ほどその規模だとか計画中のものが答弁されましたが、やはり今まで私ども

は外でやっていましたが、私どもが卒業してから体育館ができて、ああ後輩は素晴らしい施設でいろいろな競技ができるんだなということを本当に感じとって卒業したわけですが、その中でもバレーボールやバスケットボール、公式な面がとれないというようなこともありました。あの当時の設計でございましたから天井もそんなに高くないですし、公式なコートがとれませんでした。

今回、それが設備になりまして、アリーナが現在のコートとアリーナと比べて180平米プラスになるということで正式なコートがとれるということ。本当は2面とればいいなとは思っていたんですが、これは設計経費のことから考えますと大変無理なことでございますので、現在考えられる最高の設備をということで、納得してもらうほかありません。これらの設備の充実、拡充によって、バレーボール、バスケットボール、卓球、これは卓球は数年連続関東大会、全国大会に出ています。それらの体育施設の練習が十分にできるエリアが確保できるものと思っております。

これらが設置できれば、小川中学校の全生徒が心身ともに充実が図られる。また生徒が使われない夜間や使われない休日は町民に一般開放されまして、婦人バレーボールやバスケットボールチームのさらなる活性化につなげていければなと思っております。その点について、学校教育課長か教育長、お答えがあればよろしく願いいたします。

議長（小川洋一君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 体育館のほうの一般町民への開放ですが、これは引き続き実施していきたいというふうに考えております。

議長（小川洋一君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） ぜひ一般町民に広く開放されまして、小川の町民のこの体育に関する底辺がさらに広まるように図っていただきたいと思います。町の総合振興計画の中でも地域総合型ですか、スポーツ少年団の育成ということが強く打ち出されておりますから、それらの設置に向けても現在なされているとは思いますが、さらに推進を図られますよう強く要望いたしまして、幾つかの社会体育施設や学校の教育施設が拡充されることをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川洋一君） 8番、川上要一君の質問が終わりました。

益子明美君

議長（小川洋一君） 3番、益子明美さんの質問を許可します。

益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 3番、益子明美です。質問通告に基づき3項目について質問いたします。

まず、那珂川町の小学校外国語活動について。

小学校外国語活動は平成23年度より、第5学年及び第6学年において週1こま、年間35時間を標準とし、学校の判断で平成21年度より実施可能となり、那珂川町でも小学校外国語活動が今年度より始まりました。

そこで、伺います。

1つ目、外国語活動の指導体制は、学習指導要領にも明記されているように、学級担任または英語活動を担当するALTまたは日本人外国語教師とのチームティーチング体制をとることが望ましいとされています。那珂川町ではALTではなく日本人外国語教師が指導しておりますが、なぜALTではなく日本人外国語教師を配置しているのか、その理由をお伺いをいたします。

2番目として、外国語活動の目標は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うとあります。コミュニケーション態度の育成には、授業の中でクラスメイト同士や教師とのコミュニケーションの機会をふやす必要性があると考えます。しかし、教室が狭く、動きが自由にとれず、自席の周りのクラスメイト同士のやりとりだけに終わってしまい、授業の中でコミュニケーションの機会が不足しているように感じます。そこで、外国語活動のための専用の広いスペースをつくり、自由に活発なコミュニケーションを図れるような授業ができるように、外国語活動専用の教室を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目として、昨年までは幼稚園や小学校等に英語を母国語とする町職員が訪問しており、外国の言語や文化に触れる機会が那珂川町の園児・児童には多くあったように思います。今年度からはその機会がなくなり、外国語活動の後退ではないかと危惧する声が住民の中から聞こえてきています。日本と外国との言語、生活、習慣などの違いや肌や目の色など外見的

な違いを知り、多様な物の見方や考えがあることに気づくこと、自分とは異なる人の存在そのものに幼いころから自然に触れ合うことで理解し合う心を育てることは、大変重要なことと考えます。再びそのような機会をつくり、那珂川町の外国語教育の裾野を広げるべきと考えますが、いかがお考えになるか伺います。

2番目として、女性専用のカウンセリング事業の実施について。

男女共同参画センターパーティでは女性が抱える悩みや問題について相談を受けていますが、その数は年々増加傾向にあります。また、その相談内容は全体の36%が夫婦に関するもので、続いて家族、人間関係となっています。那珂川町でも地域のつながりや家族形態の変化、女性の社会進出など環境の変化から、だれにも相談できず悩みを抱えている女性がふえていると実感しています。

相談する方の悩みというのは、決して個人の問題にとどまっているとは思いません。背景には社会の問題を多く含んでいる可能性があります。那珂川町でより安心して生活していくためにも、子育てと仕事の両立、家族関係やDV問題などを相談できる専門の女性臨床心理士によるカウンセリングを受けることができるよう、体制づくりをすべきと考えますが、いかがお考えになるか伺います。

次に、処分場問題について。

県は北沢地区の不法投棄物に汚染拡大未然防止対策を施すとして、8月31日の梅平地区住民に対する説明会を皮切りに小口、和見、小砂地区で説明会を開催いたしました。小口、梅平地区では住民が県の説明した未然防止対策では不十分であるとして、不法投棄地から出る水を処理する施設などの設置を求める要望書を提出したほか、搬入道路計画にも道路建設によって処分場ができ、周囲に中間処理施設や第2、第3の処分場建設の可能性を高めてしまうとして、反対の意思を示す文書を提出いたしました。県の汚染拡大未然防止対策に各地区で不安視する考えや反対の住民の声が上がりました。

そこで伺います。この北沢地区不法投棄物汚染拡大未然防止対策は、昨年2月に締結した基本協定に基づくものとされておりますが、なぜこの時期になったのか。また、町はこの未然防止対策を十分なものと納得しておられるのでしょうか。

次に、説明会が梅平地区、小口、和見、小砂行政区の4カ所で行われました。そこでの意見は、この未然防止対策がいかに不完全なものであり、また、汚染が拡大するおそれのある無益な工事であるというものが大半で、県はそれらの意見に対して科学的根拠を持って反論できなかったと理解しています。町長はそこで出された住民の意見や未然防止対策への反対

の声をどのように考えているかお伺いいたします。

3番目として、9月現在、馬頭処分場の設置許可はおりていないと理解しております。地権者の半数以上が反対を続けています。今回の町長の在任中には処分場は完成することはないどころか、建設着工予定のめども立っていない状況です。町長はこの状況をどのように受けとめるのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） 益子議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからまず2番の子育て、仕事の両立、DV問題や家族問題などを相談できる専門の女性臨床心理士によるカウンセリングを受けることができる体制づくりにすべきではないかと、こういう質問でございます。

女性特有の悩みや相談の対応として、女性臨床心理士の体制整備のことではありますが、現実、DV被害、虐待、セクハラなどの悩みを抱え込んでしまい、うつ病に陥っているというような話も聞いております。そのような状況下において、状態の重症度、治療の必要性を的確に判断し、医療が必要か、カウンセリングのみでよいかなど専門的判断が求められると考えます。

カウンセリングは主に対話を中心に、相談者自身に焦点を当て、いわゆる人生相談や身の上の相談とは異なって、その人らしく生き生きとした生活ができるようにサポートされるものであったり、また、心の病の治療として、精神科医や心療内科医などの医師との連携を図って対応していくことが一般的であると聞いております。

町では、月1回精神科医師の相談会を設け、心の相談全般を受け、必要に応じて専門カウンセラーを紹介しているところですが、カウンセリングの特徴として継続療法が効果的な場合がほとんどですので、そうした場の提供ができるか、今後検討していきたいと思っております。

また、女性に限らず、健康を保つためにさまざまな相談機関があります。町としては健康福祉課、健康管理センター、お年寄りを中心に包括支援センター等も利用していただきたいと思いますし、また県の男女共同参画センターですか、益子議員もご承知のパーティなどもそのような相談を受けるところと聞いておりますので、そういうふうな町のほうにも相談をしていただければ、そういう専門的なところにつないだり何かいろいろな対応の方法はある

うかと思しますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

次に、処分場に関してお答えをいたします。

未然防止対策がなぜこの時期になったのかとの質問ですが、昨年2月に県と町の締結した基本協定の中で4項目にも挙げられている事項であり、県事業として進められているものがあります。この対策は、雨水流入を抑制するための当面の対策として効果が期待されるものと考えております。説明会において住民からさまざまな意見が出されたところであり、未然防止対策工事の施工に当たっては、こうした意見を踏まえながら今後実施されるのではないかと考えております。

設置許可につきましては、県において慎重に審査中と聞いております。町としましては、一日も早く地元の合意形成が得られるよう進めていきたいと考えております。

議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） 私のほうからは引き続き那珂川町の小学校外国語教育についてご質問にお答えを申し上げます。

議員には、過日は先進地視察など外国語教育についていろいろご提言をいただいております。ありがとうございます。

まず、1番目ですが、ALTでなくて日本人外国語教師を採用しているということの理由でございます。

他の方々の理解のためにALTと、こう私どもは呼んでおりますけれども、これはアシスタント・ランゲージ・ティーチャー、英語を母国語とする人たちを補助教員として採用するというので、ALTと一般に呼んでおります。そして一方、日本人外国語教師についてはイングリッシュ・アシスタント・ティーチャーと、そういうふうな言い方をして、区別してございますので、ご承知おきをいただければと思っております。

外国語活動はこれは教科ではございません。道徳や総合的な時間と同じ並びになっていることもご承知おきいただきたいと思っております。これはなぜかと申しますと、小学校の段階から細かい文法的なそういうことを教えないようにということの文科省からの指導でございますので、これについてもご理解いただければと、そう思っております。

外国語活動の推進については、学級担任を中心にして進めることということになっております。実際に今年度から本町でも外国語活動をスタートさせましたが、平成22年までは試行期間と、移行期間に当たります。23年度から週1時間、年間35時間相当を実施することに

なっております。

このような状況の中で、本町としては本年度からスタートをさせましたが、各学校とも外国語活動をするのが初めてであります。どのような形で進めていくかということについては、昨年度から何度も担当で打ち合わせをしてきたところです。小学校の教員は英語のプロではありませんので、今年度は外国語活動を指導する教員とコミュニケーションがとりやすいということを第一義に考えました。したがって日本人外国語教員を配置して、ともに指導をしてもらうということにしました。

現在、1学期、外国語活動の授業を各学校で実施しておりますけれども、コミュニケーションがとりやすいというようなことで、好意的な意見が多く寄せられているところであります。今後PDCA、プラン、ドゥー、チェック、そしてアクションという形で、もう一度今年1年をよく検証して、次年度もう1年移行期間がありますので、改善すべきところは改善して、23年度の本格実施に備えて、遺漏のないよう準備していきたいと考えております。

次に、外国語活動の教室等の環境面についてお答えを申し上げます。

外国語活動は、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図る態度を養うことにあります。従来の一斉授業から、今度はグループあるいは1対1でのコミュニケーションが図れるように配慮しなくてはならないと思っております。

外国語活動の目標として3つの柱がありますし、その中で特に相手の思いを理解しようとする態度、あるいは自分の思いを積極的に伝え、積極的に他者とかがかわるというようなことが考えられます。そういう中で、コミュニケーションの手段としては音声ばかりでなくて、さまざまなジェスチャーなどを含めた手段が必要であります。そういう点で動作を自由にとるといった必要があるので、これはこれからご指摘のように各学校の空き教室等を有効に利用していきたいと思っております。特に現在、1クラスの人数の多い馬頭小、小川小については各学校の教室を確認し、そして外国語や外国文化あるいは日本文化が少しでも理解できるような観点から、多目的、効果的に活用できるような教室を設置していきたい。また、ITCについても一層これから進めていきたいと考えております。

続いて、3番目の外国語活動の中でネイティブスピーカーの学校訪問がなくなったということで、外国語教育の後退ではないかというようなご指摘がありました。

これについても、私ども大変一方で苦慮しているところでもございます。とりあえず本年度は35時間の各小学校で外国語活動を実施すること、これを中心にやってきました。それで今後、後期からはネイティブスピーカーの採用を検討しているところであります。小学

校、幼稚園、保育所等を巡回させたいと思っておりますが、ただ、いかにすぐれた人材を確保するかということに苦慮しているところであります。特に、小学校での外国語活動ができるということは、まず人格的にすぐれていること、そして子供たちと積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を持つ、こういうALTを確保することが今、私ども大変苦慮しているところであります。これは各市町で人材の奪い合いというのが現状であります。

そういう中で、私ども、お約束したように予算はとってありますので、ぜひすぐれた人材を確保して、後期10月から各小学校を巡回できるように、あるいは幼稚園、保育所にも巡回できるようにこれから準備をしていきたい、そう思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（小川洋一君） 質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時30分

議長（小川洋一君） 再開いたします。

益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 再質問させていただきます。

まず、那珂川町の小学校外国語活動についてでございます。

教育長のほうから、10月からALTを採用して、ネイティブスピーカーのもと、英語、小学校の外国語活動及び保育園・幼稚園等にも派遣したいというお考えを示していただきましたので、そのようにしていただけるとありがたいと思います。

やはり、英語を母国語とするネイティブスピーカーの発音を幼いころから聞くということの大切さと、教育長もおっしゃられていましたけれども、ALTの人格的にすぐれている人が自治体間で奪い合いになっているというお話もありましたけれども、ALTの人格的な要素が子供たちに与える影響というのはすごく大きいものがあると思います。先日、教育長の計らいもありまして栃木市と、それから高根沢町のほうに行って、私も英語の外国語活動の小学校の授業を見てまいりました。どちらもALTを採用しておりましたが、その授業の様

子は本当に差がありました。それはすべてA L Tの資質そのものにあるというふうに感じていました。

小川小での那珂川町の研究授業も見させていただきましたが、日本人の外国語教師でありましたが、一生懸命されているというのは伝わってきましたし、子供たちの様子がとても授業に生き生きと参加して、コミュニケーションをとろうという積極的な態度が養われているという、その授業そのものに関しては私は不満はなかったわけですが、ただその子供たちもやはり長年那珂川町、小川地区、馬頭地区で行われていた国際交流員やA L Tなどの人たちが幼いころから触れ合う機会や体験を持たせていただいたそういう積み重ねの結果であるというふうに感じているんですね。そういったものが今の始まった英語、小学校外国語活動にそのまま生かされているのではないかというふうに思っておりますので、ぜひネイティブスピーカーのA L Tを10月から採用、いい人材を見つけていただいて、ぜひ生かして指導をしていただければと思います。

また、コミュニケーションに必要な体験というのは体を動かしたりたくさんの人と触れ合ったり、子供たち同士の会話が大切という面から教室の狭さというのを指摘させていただいたわけですが、その辺にも改善を図っていただくという答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

小学校の英語活動に関しては1点、A L Tの新規採用に関して十分にすぐれた人材を確保していただくことに努力していただくことをお願いして、その件に関しては質問を終わりにしたいと思います。

続いて、女性専用のカウンセリング事業の実施についてですが、町長からいろいろ理解のある答弁をいただいたので、積極的に今後検討ということではありますが、積極的にそういった女性心理士によるカウンセリングを事業をしていただけるのかなというふうに答弁の途中までは聞いていたんですが、最後は何となくほかのところ、相談機関にも相談をしたらいいんじゃないかみたいな答弁をいただいたんですが、確かに精神医療の面では、家族や本人に対して袋田病院から先生が月1回来ていらっしゃるんですよね。その事業に関してもすごく満員状態というんですが、本当にキャンセル待ち状態で、事業としては目いっぱい詰まっているという状況ですよね。

さらに女性専用の臨床心理士ということをお願いしているのは、女性ならではの悩みというのがたくさんあると思うんです。そういった悩みはだれにでも相談できるというものではないということが重要なところであると考えています。姉妹都市の愛荘町では6年前からこ

の事業をやっているということで、最初は女性トイレとかに、こういった事業を始めましたので、どうぞ相談くださいということ掲げて募集を図ったところ、多数の方が相談に乗ってきたと。やはり職員にも相談できない人がいるという現実があると思うんです。そういった那珂川町の現状を、こういったDVについてのことで悩んでいたり、家族間や子育てや仕事の両立で悩んでいる女性が増加傾向にあるということ、肌で実感しているということはありませんでしょうか、1点伺いたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、益子議員の2回目の質問でございますけれども、町としては今後こういう場の設定ができるかどうかということで検討していきますという答弁でございます、現在も健康福祉課、健康管理センターにおいてもそういった相談には応じておりまして、それなりの必要があれば専門のところにもご紹介しているということで、答弁をさせていただいたところでございます。

肌でそういった状況を感じているかということでございますけれども、私どものほうにも精神担当の保健師がすぐ近くにおりまして、いろいろな相談を受けているという中では、本当にいろいろな状況を持った方々がたくさんいらっしゃるというのは身をもって感じているところでございます。

そういった中で、益子議員のようにこういった先進的な取り組みをいつもご提案をいただいておりますけれども、町としてもそれなりに検討はさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、先ほども質問の中でありましたけれども、社会的な背景もいろいろあるというお話だったと思いますけれども、まさしく私もそういうふうには思っております、社会がもう少しともに助け合うという地域社会であり、職場であり、そういったものを形づくっていくということがやっぱり一番必要なのではないかというふうに感じているところです。そういった中でいろいろな問題が、DVとか虐待とかいろいろなものが解決の方向に向かっていくのではないかなというふうにも感じているところです。答弁いたしましたけれども、具体的には今後検討をさせていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） ぜひ、具体的検討を重ねていただいて、実現していただきたいと思

ます。プライバシーを守られて、心から安心して相談をすることができて、親身になって解決策を導いてくれる、そんな行政が行う住民の立場に立ったカウンセリング事業というのは、これからの社会環境変化にいち早く対応した事業だと思いますので、前向きにご検討をよろしく願いいたします。

それから、処分場問題についてですが、先日、4地区において未然防止対策についての説明会がありましたよね。私は最初の梅平地区と小砂地区にしか出席していないのですが、町長は梅平地区にはご出席になっておられませんでしたよね。なぜ出席しなかったのか、その理由をまずお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 答弁願います。

町長。

町長（川崎和郎君） 梅平に関しましては、私かつて梅平地区で説明会等もありましたが、担当のほうで町長が出なくてもいいというような話もありましたので、欠席をしたと、こういう状況です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 担当のほうでというのは、推進室長の補佐のほうですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 現在の企画課長が室長時代でした。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 梅平地区というのは搬入路のことにおいて十分県との協議を重ねてきている、町長にとっても住民の同意を得るべき大切な地区の住民であるというご理解では、間違いありませんか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 間違いございません。私もこの件に関しまして個人的には大金重晴さん等にもお会いしたことがありますし、この地域の関係者のところでも訪問をしているいろいろ要請をしてきた経過がありますので、梅平の関係等についても十分承知はしているつもりです。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 今回の梅平地区の住民と県との話し合いの中で出されたさまざまな意見や要望書なども提出されておりますけれども、その報告というのは室長から受けておりますか。または県から受けていますか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 一部室長のほうからも報告を受けておりますし、また小口地区の集会も梅平地区の皆さんも何人か出席されておりましたから、皆さんの考えられていることはおおむね理解をしているつもりです。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、室長なり県なりから報告を受けたことがあり、町長もそのことについて理解しているという前提でお伺いいたします。

まず、地権者への直接訪問をしないでほしいと、梅平の地区住民の皆さんは言っています。これは大分前、平成19年1月27日における説明会の回答でも、地権者に対して用地交渉をする場合は突然の訪問を行わずに、あらかじめ電話で都合を確認し、訪問する。その際、一度断られたら訪問はしないということで、そのような確約を県とのやりとりの中でとっています。今回、環境総合整備推進室長に対しても直接来てくれるなど、町長にも来てほしくないというふうにおっしゃった梅平地区住民の皆さんの意思に対して、町長も今後、梅平地区の皆さんとの窓口との対応ではなくて、直接訪問を続けるおつもりですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） そう言われましても、やはり町としては処分場を設置しなくてはならない、そういうふうな大前提がございますから、そう言われたから絶対に訪問しないとばかりも言い切れない面もありますし、私が訪問して、快くとまではいかななくても、それなりに対応してくださる家とそうでない方といろいろありますから、今後その辺の地域の考え方を逆なでするようなことはしないようにしたいと思っております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 可能性としては直接訪問をする可能性もあるということで理解してよろしいんですか。

ただ、本当に再三再四梅平の地区の住民の方々は直接来られることによる精神的な不安、負担を訴えているわけですよ。やっぱり町長という方がいらっしゃることに対して強制的な

圧力というのを、町長のほうは与えていないと思っていらっしゃるかもしれませんが、訪問された方はそういうことを感じると言っています。ぜひ梅平地区住民の方が要望している地区全体としての話し合いにのみ応じていただいて、直接訪問は避けていただきたいというふうに思います。

それから、今回の未然防止対策についてさまざまな意見が出されました。こういった未然防止対策では不十分ではないかというふうな意見が大半だったと思います。さらなる危険性が増すのではないかという意見があったと思います。それに対しては町長はどういうふうに、十分であるというふうに考えていますか。このままこの事業でいいと思いますか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今、議員指摘のように、私もこの方策が万全とは言えない面もあると。やはり多くの要望が3地区において出されたわけですから、そういうふうな内容につきましては、町としても住民の皆さんの声というふうなものを県のほうにも十分、無論県が主体でやった説明会ですから、県のほうでも十分理解されていると思いますが、町としても町の立場で県のほうといろいろ話はしていきたいと思います。

それから、先ほどの、私は訪問しても決して圧力をかけるとかそういうふうなことは一切しているつもりはございませんし、逆に丁重にお願いに行っていると、こういうふうな考え方で訪問しておりますので、もしそういうふうな私が圧力をかけたというようなことを言われたら、ぜひそういう考え方はありませんので、議員のほうからもそのようにお伝えいただければと思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 未然防止対策について、町長は万全とは言えないというお答えを今されましたよね。万全とは言えないということでしたら、これはこのままいくと10月に事業実施になってしまいますけれども、その前にさらなる検討を重ねるべきであるというふうに県に提言されるべきではないですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 当然、県のほうでもまだ正式な設計の段階ではないというふうなことです。当然、県自体としても今回の要望に対応できるようなそういう設計になってくると思いますし、当然町としてもそういうふうなことは県のほうに伝えたいと思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 今回の住民から出された要望に対応できるような設計というふうに町長はお答えになりましたけれども、それは具体的にどのような設計がプラスされるというふうに思っているのでしょうか。県の説明ではシートをかぶせてU字溝を掘るといふ、そういったたった2つの事業ですが、それ以外に、今回の要望に対して対応する工事というのはどういうことがあるというふうに町長は思われますか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 3地区のそれぞれの要望事項は非常に数も多かった、そういう経過もありますので、私がここで詳細に一つ一つこれをこうする、あれを何するというふうなことはちょっとその答弁は難しいかと思いますが、いずれにしてもあれだけの声があったというふうなことはそれなりに受けとめなくてはならないと、こういうふうな考え方です。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長の今の答弁だと、このままいくと何も変わらずに、今回県が示された未然防止対策のまま11月設計されて、11月に着工されてしまうのではないかというふうな危惧を感じます。県が平成12年12月の北沢地区不法投棄物詳細調査報告書というのを発行しておりますけれども、その中で応急対策、今回は未然防止対策と言っておりますが、について次のように述べています。「恒久対策としての最終的な撤去までの間、不法投棄地からの土壌汚染及び地下水汚染を防止するため、冬期現場における応急的な遮水工事等が必要と判断される。現場における応急的な対策は、1、表流水対策、2、雨水浸透防止対策、3、地下水流出拡散防止対策に区分されるが、それぞれの区分において十分な機能を有し、かつ恒久対策が実施されるまでの一定期間、耐久性を有する対策を選定する必要がある」としてあります。

この応急対策手法については、1に言われる表流水対策についてはU字溝等による表層水切り回し工事、これは今回も提示していますよね。2番目の雨水浸透防止対策としては遮水効果のあるシート等による被覆工事、これも今回県が示している案ですよね。3番目の地下水流出拡散防止対策として、投棄現場の内部の状況や地形的な状況等投棄現場の特殊性を考慮し、下流部における地下水浄化工事、反応性バリア壁等の地中埋設または地下水用水処理施設の設置が適切と考えられるとしておりますね。

この3番目の、梅平地区でも小口地区でも小砂地区でも和見地区でも出ていましたが、要

するにU字溝を掘ってシートかぶせるだけでは不十分である、かえって下流部に土砂が流出したりして、小口川に土砂が入り込んだり、下流の田んぼに被害を与える、そういった2次の被害も考えられる、またはどうせこういった拡散防止工事をするんだったらば、きちんと地下水から出る水の適正な処理施設を設置すべきだという意見を提出しているわけですよ。

県は12年12月にこういった詳細調査で述べていて、さらに新聞発表もしていたはずなんです。たしか13年2月14日の下野新聞にこの3つの応急対策を県が実施するという記事が載っているというふうに、すみません、ちょっと確認はとっていないんですが、そう思っているんですね。そういった今回はその処理施設がなくなってしまった。住民はこういったことを要望しているのに、県が一たんやると言ったことをなくしてしまったようなこういった事業をそのままやるおつもりでしょうか。町として最初に示した案のとおり処理水拡散防止対策、地下水の流水拡散防止対策としての処理施設の設置をきちんと町長は要望すべきであると思いますが、いかがですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今のご指摘で、平成12年、13年の話がありましたが、私が町長に就任したのは14年8月だったと思います。ですから今のことにしまして私も詳細に記憶をしておりません。そういうふうなことで今、議員指摘の地下水の処理についてのことにしましては、再度その当時の新聞発表した内容等について、町としても県のほうに問い合わせをするなり調査をしてみたいと。そうしてからでないとなかなか私がここでコメントはちょっとできないかなと、こう思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 県のほうに問い合わせして、こういった工事が平成12年当時は必要と県が示していたということが明らかで、県もやる意向を当初は示していたということが明らかになった場合は、町長はこの処理施設をつくるということを再度要望するのですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） その調査状況によって再検討しなくてはいけないと、こう思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 調査の状況によって再検討するというよりは、各地区の住民説明会で住民の皆さんが、今回の県が示しているU字溝による表層水切り回し工事と遮水効果のある

シートによる被覆工事だけでは不安だと言っているのですから、県が12年に示していてもいなくてもそういった住民の不安を取り除くべく、未然防止対策なんですから、町としては県に要望しているわけですから、住民の意向に沿った、住民の安心・安全を確保できる今回の未然防止対策工事をきつく要望するべきではないですか。

議長（小川洋一君） 益子さんに申し上げます。

それは県の問題であって、今回の質問の内容にはちょっと。

3番（益子明美君） 今回の質問ですよ。

議長（小川洋一君） 未然防止についてはあれですけども、県のほうの対策については。

3番（益子明美君） 町が要請しているんです、お願いしているんですから、基本協定の中で。

議長（小川洋一君） 今は説明会の問題を。

3番（益子明美君） 説明会の中で出された住民の意見ですから。その意見に基づいた町長の判断をお伺いしているわけですから、当事者でないというふうには思いませんが、いかがでしょうか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 繰り返しになりますが、12年、13年の話ですので、地下水の処理に関しましては県のほうに十分確認をいたしまして、県のほうでそういうコメントをその当時発表しているとすれば、そのとおりにやってもらうということが、これはやはり地域住民の安全・安心を確保するためには当然必要なことかなと、このように考えます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 12年、詳細調査の当時に発表された県の応急対策、当時は応急対策と言っていましたが、この未然防止対策、今回は未然防止対策と言っていますが、その当時のように、地下水流出拡散防止対策工事もぜひ町長からお願いするというふうな答弁をいただいと理解してもよろしいですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 平成16年4月に県のほうに4項目を添えて要請したということですけども、それには当然応急対策というのが一番先に入ってくるものなんですよ。ですから私からしますと、県のほうのこの事業に対する進捗がもう16年からかなりの年数を経ておりますので、そういうふうな面ではこの対応は早急にしてもらいたいと思いますし、今、県の

ほうでコメントしてあることに関しては当然やってもらう、やらせると、こういうふうな考え方でいきたいと思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長の答弁は語尾がはっきりしないので、やるのかやらないのかよくわからないのですが、住民が要望している地下水浄化工事処理施設の設置ということも含めて県に要望していくというお答えでよろしいと理解しますが、よろしいですね。

町長（川崎和郎君） はい。

ちょっといいですか。

議長（小川洋一君） まだ、益子さんが質問中です。

3番（益子明美君） どうぞ。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今答えたとおりですけれども、当然地域の皆さんと県のほうの見解の相違というのもあると思うんですよね。そういうことですから、その辺のところは十分調整をする必要もあるのではないのかなと、こんなふうにも考えますので、そういうふうな意味で県のほうにはそういう要請をしないと、すると、こういうことだと、そういたします。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長の言う調整をする必要というのは、新たに11月、これから設計に入ると思うんですけれども、早ければ11月着工になるんですが、その前に住民との協議も含めてもう一度県との話し合いを持ち、詳細について検討していくという意味ですか。そういうことを地域住民は望んでいると思いますけれども、そういう意味ではなくて、調整する必要というのはどういうふうにとらえたらいいんでしょうか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 私の調整というのは、やはり県側と地元とのそれぞれの見解というふうなものは必ずしも一致するものではないと。そういうふうな点で、やはり十分県のほうで説明をして、そして理解をされるものとそうでないものと当然出てくると思いますよね、ですからその辺のところのことを私は今調整という表現で答えているので、そのように理解をしていただければと思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 要するに、住民の要望と県が実施する工事の内容とでは必ずしも一致するものではないかもしれないということですよ。そうなったときに、住民が安心・安全のために、地域で安心して暮らしていくためにこういうふうな未然防止対策はあってほしいという願いは通らないんですか。町長は、そういった町民の意思を無視して県側に立つという意味ですか。どちらでしょうか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） そうではありません。やはり県のほうの計画と、地域で説明をして納得をされることも出てくるのではなかろうかなと。あくまでも県と地元とが意見が対立するということがかりではないのではないのかなと、こういうふうな前向きな考え方で私は今答弁しているつもりです。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長みずから基本協定の中で未然防止対策をお願いしているということがありますよね。そういった意味では、地元の梅平地区初め小口下流域の皆さんの安心で安全な暮らしを守るために、この未然防止対策が万全なものであるように持っていかなければならないという責任はあるわけですよ。そういった意味でも、今回の3大字行政区での説明会と梅平地区で出された皆さんの意見というのをもう一度しっかり集約して、県との協議の場を設けるか、工事の設計を延期するということが必要であるかと思いますが、そういった協議の場を設ける、または時間をかけて十分なものにしていくための工事の延期を希望するという考えをお示しになるべきだと思いますけれども、いかがですか。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 当然、今議員指摘のように、県のほうでも設計が決定した段階でもう一度説明会をされるように、私はこの間の説明会ではそういうふうな受けとめておりました。ですから当然、設計確定した時点でまた県のほうの説明があろうかと思えます。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） ですから、設計が確定した時点で説明会があれば、もうその設計どおりに工事が進むという前提があるわけです。

町長（川崎和郎君） そういうことはないですよ、それは。

3番（益子明美君） それは確約できますか、町長。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） それは当然そういうことで、設計ができちゃったから、このとおりですよということばかりではないんじゃないかと思います。やはりその設計ができ上がった時点で、やっぱり協議の場が当然必要ですし、そういうふうな形で進めていく、このように思います。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、設計をした後、地域住民との説明会を、梅平を含めてもう一度県との協議を持つということで理解してよろしいですか。

町長（川崎和郎君） はい。

3番（益子明美君） その時点で住民の納得がいかない未然防止対策工事であるならば、それは延期もしくはさらなる協議を重ねるということを町として要望していく、町長は要望していくおつもりであるかどうかお伺いいたします。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今度設計ができた時点で、今、議員の意見のように、それが必ずしも地域の皆さんと大きな違いがあるというふうなばかりには考えられませんし、当然地域の皆さんの要望に対応した図面が出てくるものと、このように期待をしております。

議長（小川洋一君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町長がおっしゃるように、地域の住民の皆さんの希望に対応した設計が出てくるということであれば、当然侵出水の処理をする施設がそこにつくられる、下流部分につくられるということが追加されて出てくるものと私は思うわけであります。そういったことも具体的に文書にして、梅平地区または和見地区で文書として要望が出されていますから、それに対して町のほうからも基本協定にのっとってこの応急対策を要望している立場から、住民の意思に沿った未然防止対策をしていただけるよう、再度町長から県に要望していただきたいと思います。

時間がないので、1つだけ質問をさせていただきたいんですけども、今回、処分場ができることでのデメリットに対する対策が町で何も考えられていないということが意見として出てきています。例えば梅平地区でも中間処理施設や土地評価の下落などの心配があります

けれども、これに対して町は具体的にこういったデメリットに対して対応を考えるのか、または考えたマニュアルを作成するのか、それについて1点、最後お伺いしたいと思います。

議長（小川洋一君） 町長。

町長（川崎和郎君） 今の処分場に関して、地価が値下がりするかどうかというようなそういう話はこの間の説明会でもありました。しかしながらそれがどういうふうに実証していくべきかというようなことについては、この場でちょっとその辺のところの判断というのは非常に難しいかなと思います。

ただ、最後に私のほうでも申し上げたいことは、説明会に出席して感じたことは、いろいろな質問もありましたが、その不安を解消するためには早期に処分場を建設して、不法投棄物を全量撤去する、そういうふうな必要性を改めて感じたところでありますし、メリット、デメリットの話も今ございましたが、それらにつきましてはもう長い時間をかけて現在まで至っているわけですし、当然すべてがメリットばかりではない、当然デメリットの面もあるかと思いますが、そういう面については県の支援や何かでもってカバーをするというふうな面もあるのではなかろうかなと、こんなふうに考えておりますので、いずれにしても県営管理型最終処分場の早期な着工が必要であろうと、こういうふうなことを感じたところでありますので、その点についてもご理解をいただきたいと思います。

議長（小川洋一君） 3番、益子明美さんの質問が終わりました。

散会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時10分